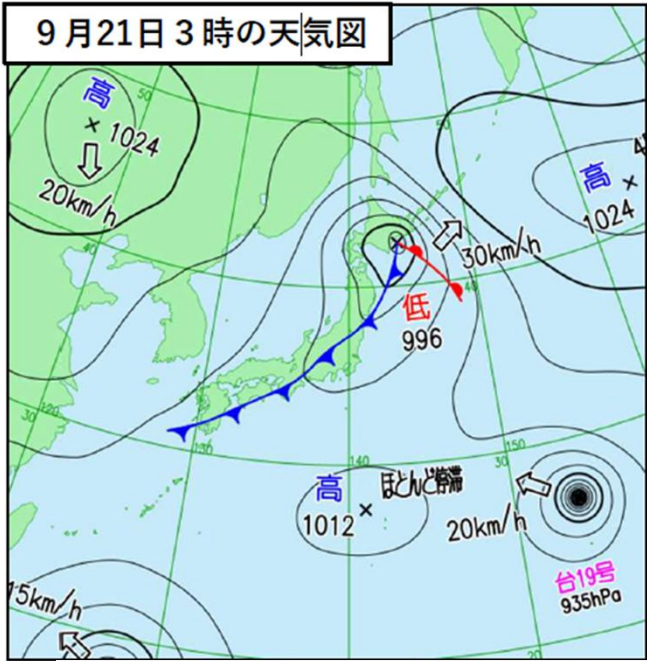


気象台からの情報提供

- 令和7年の大雨事例
- 日降雪量、積雪の深さと累積降雪量
- 1か月予報、3か月予報
- その他

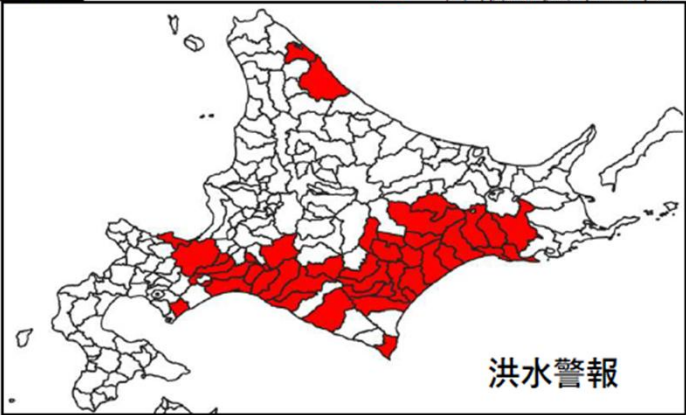
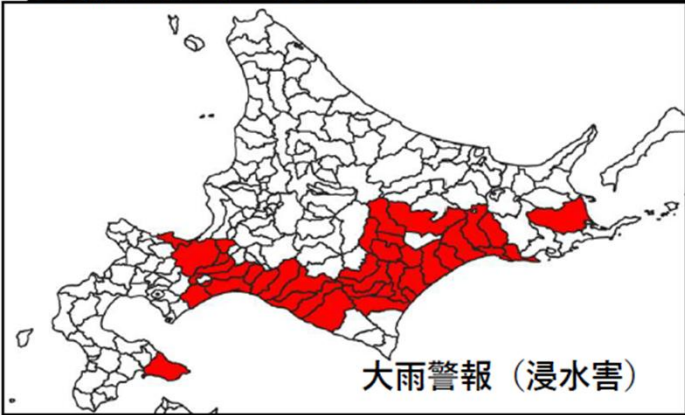
新しい防災気象情報の運用について
(令和8年5月29日から運用)

令和7年の大雨事例（9月20日～21日）



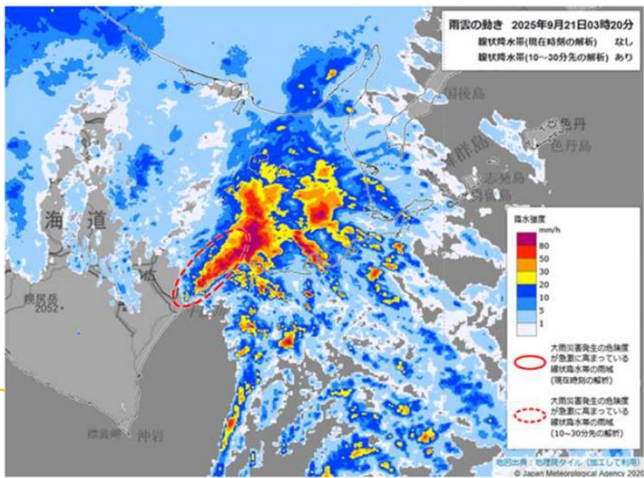
警報発表市町村等（9月20日～21日）

■：警報発表市町村



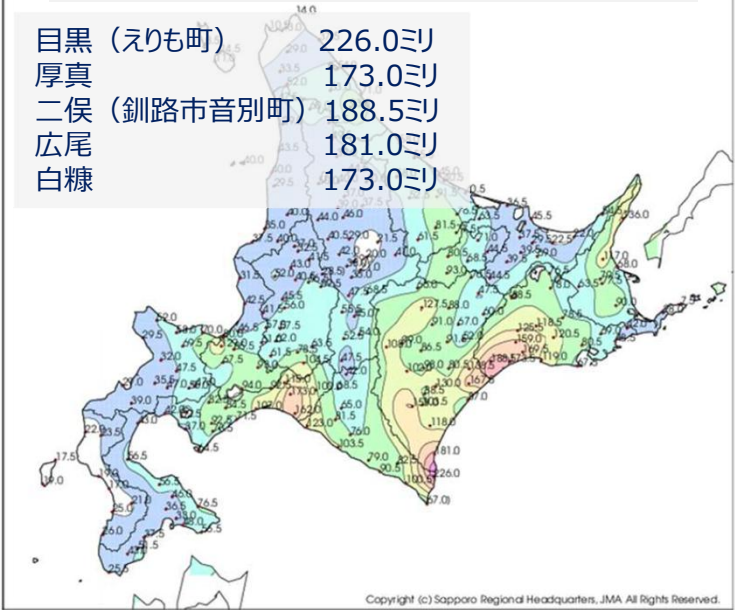
記録的短時間大雨情報（9月21日）

- ・0時10分 北海道で記録的短時間大雨
苫小牧市平野部付近で約100ミリ
- ・0時20分 北海道で記録的短時間大雨
厚真町付近で約110ミリ
- ・0時30分 北海道で記録的短時間大雨
苫小牧市平野部付近で約120ミリ



9月20日0時～21日0時の総降水量

目黒（えりも町）	226.0ミリ
厚真	173.0ミリ
二俣（釧路市音別町）	188.5ミリ
広尾	181.0ミリ
白糠	173.0ミリ



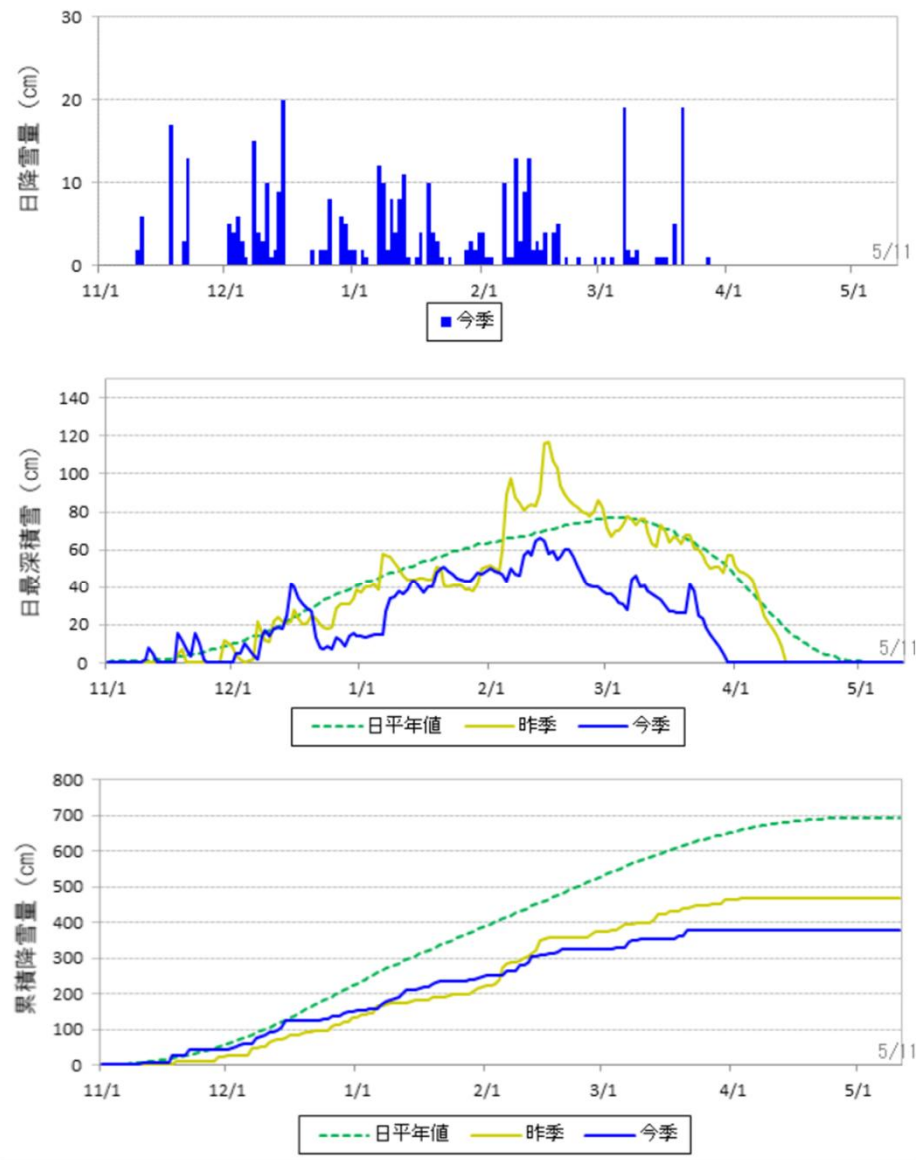
9月20日から21日にかけて、前線を伴った低気圧が発達しながら北海道太平洋側を通り千島近海に進んだ。このため北海道地方では、低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。また、気圧の傾きが大きく、非常に強い風の吹く所があった。この影響で、太平洋側を中心に大雨となり、最大1時間降水量は胆振東部の厚真で88.5ミリ、釧路南西部の二俣で75.5ミリを記録する等、複数の地点で観測史上1位の値を更新した。

この大雨や暴風、突風により、住家・非住家の床上・床下浸水や一部損壊があった。また、国道や道道、高規格道路の通行止め、JRの運休、1時間以上の停電等の影響があった。千歳市・安平町・むかわ町・大樹町・浦幌町・釧路市・白糠町の7市町では、避難指示が発令された。

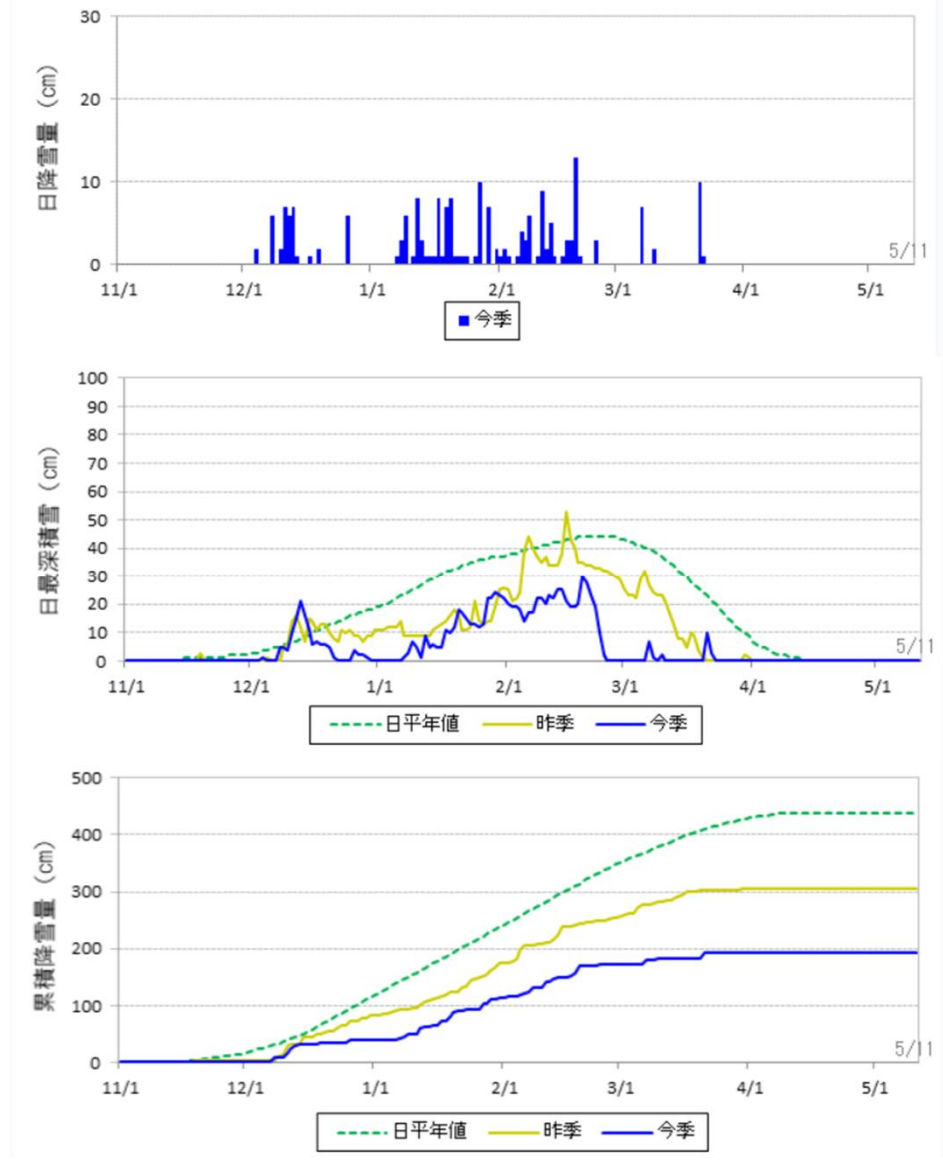
※北海道「令和7年9月20日から大雨等による被害状況等（第3報）」による

日降雪量、積雪の深さと累積降雪量

● 占冠

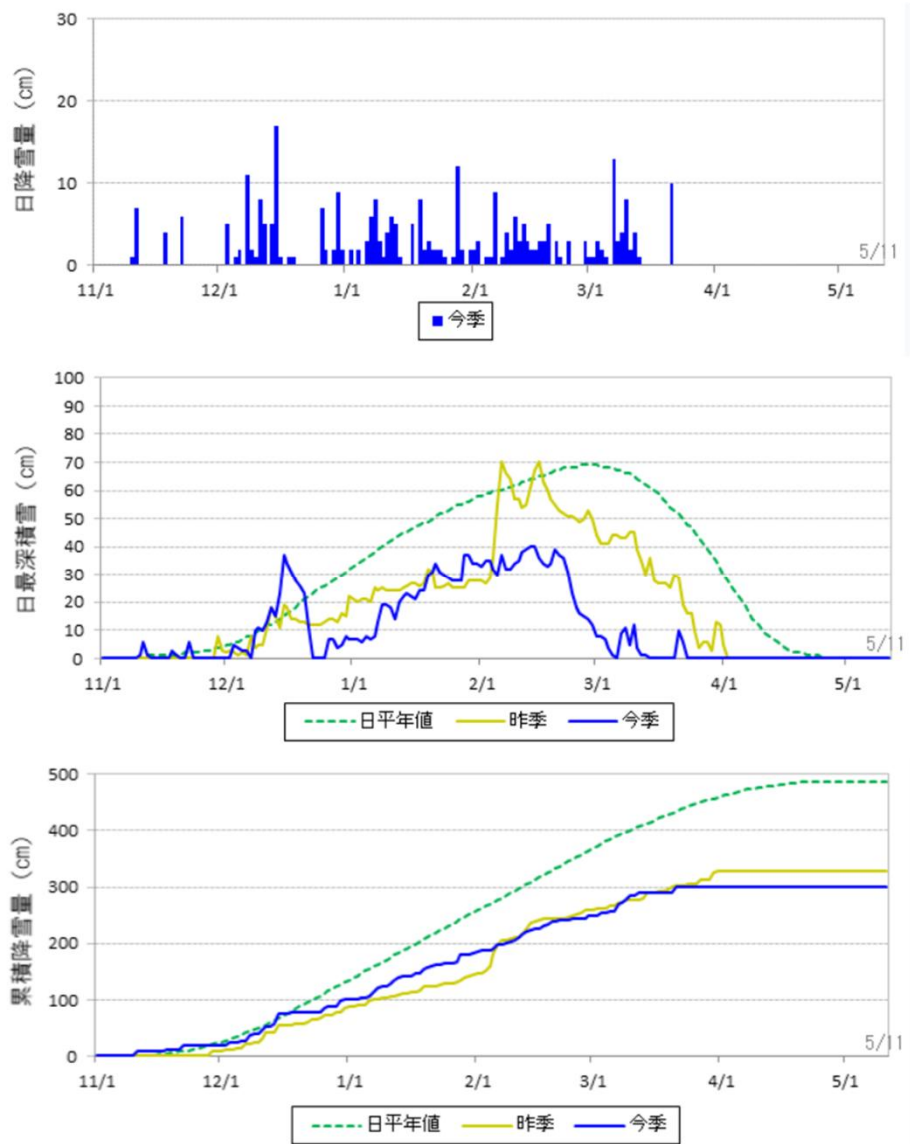


● 穂別 (むかわ町)

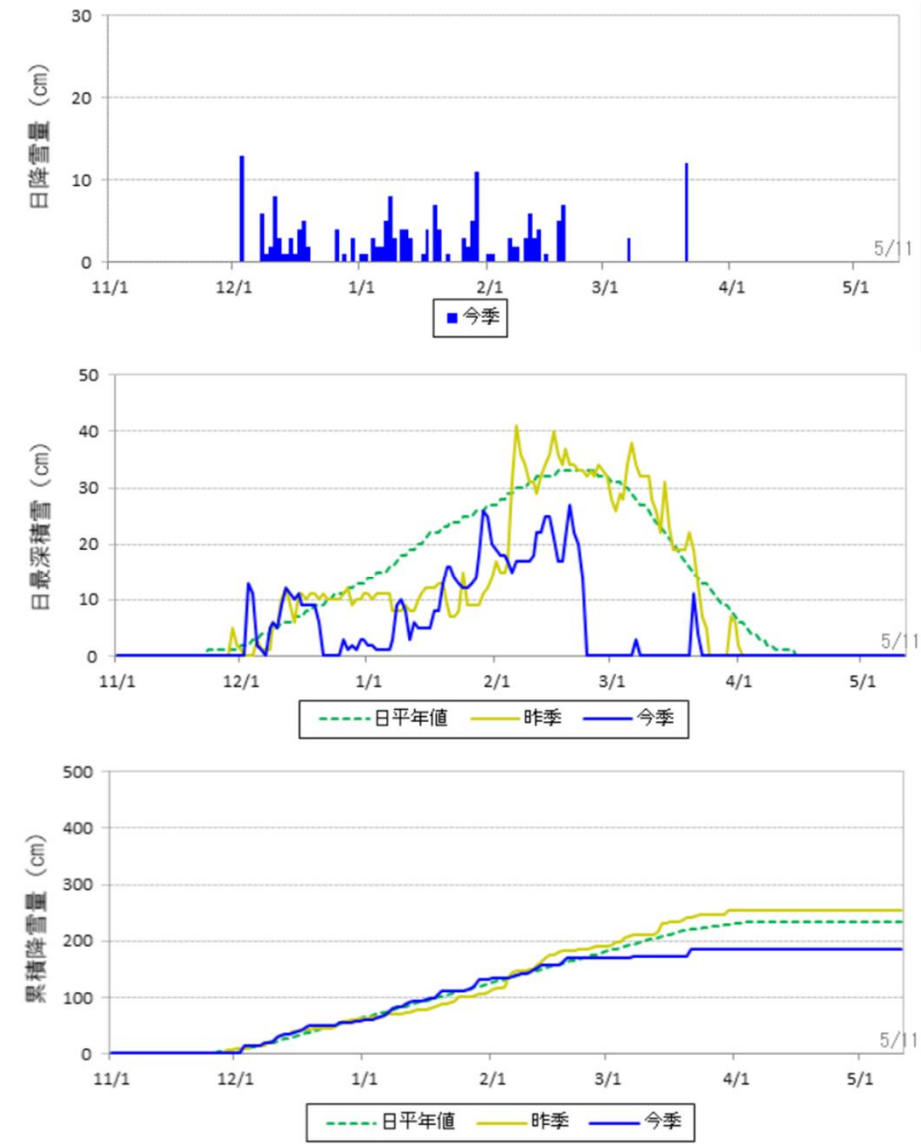


平年と比べて、降雪量ならびに積雪は少なく経過。

● 日高町日高



● 旭 (平取町)



平年と比べて、降雪量ならびに積雪は少なく経過。

予報のポイント

■ 暖かい空気に覆われやすいため、向こう 1 か月の気温は高いでしょう。

北海道地方（5/9～6/5）

		平均気温（向こう 1 か月）	降水量（向こう 1 か月）	日照時間（向こう 1 か月）
北海道	日本海側	低10 並20 高 70% 高い見込み	少 40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多 40% ほぼ平年並の見込み
	オホーツク海側	低10 並20 高 70% 高い見込み	少 40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多 40% ほぼ平年並の見込み
	太平洋側	低10 並20 高 70% 高い見込み	少 40 並30 多30% ほぼ平年並の見込み	少30 並30 多 40% ほぼ平年並の見込み
数値は予想される出現確率（%）です		平均気温（1か月）  低い確率（%） 50 40 40 50 高い確率（%） L 平年並み40 J	降水量（1か月）  少ない確率（%） 50 40 40 50 多い確率（%） L 平年並み40 J	日照時間（1か月）  少ない確率（%） 50 40 40 50 多い確率（%） L 平年並み40 J

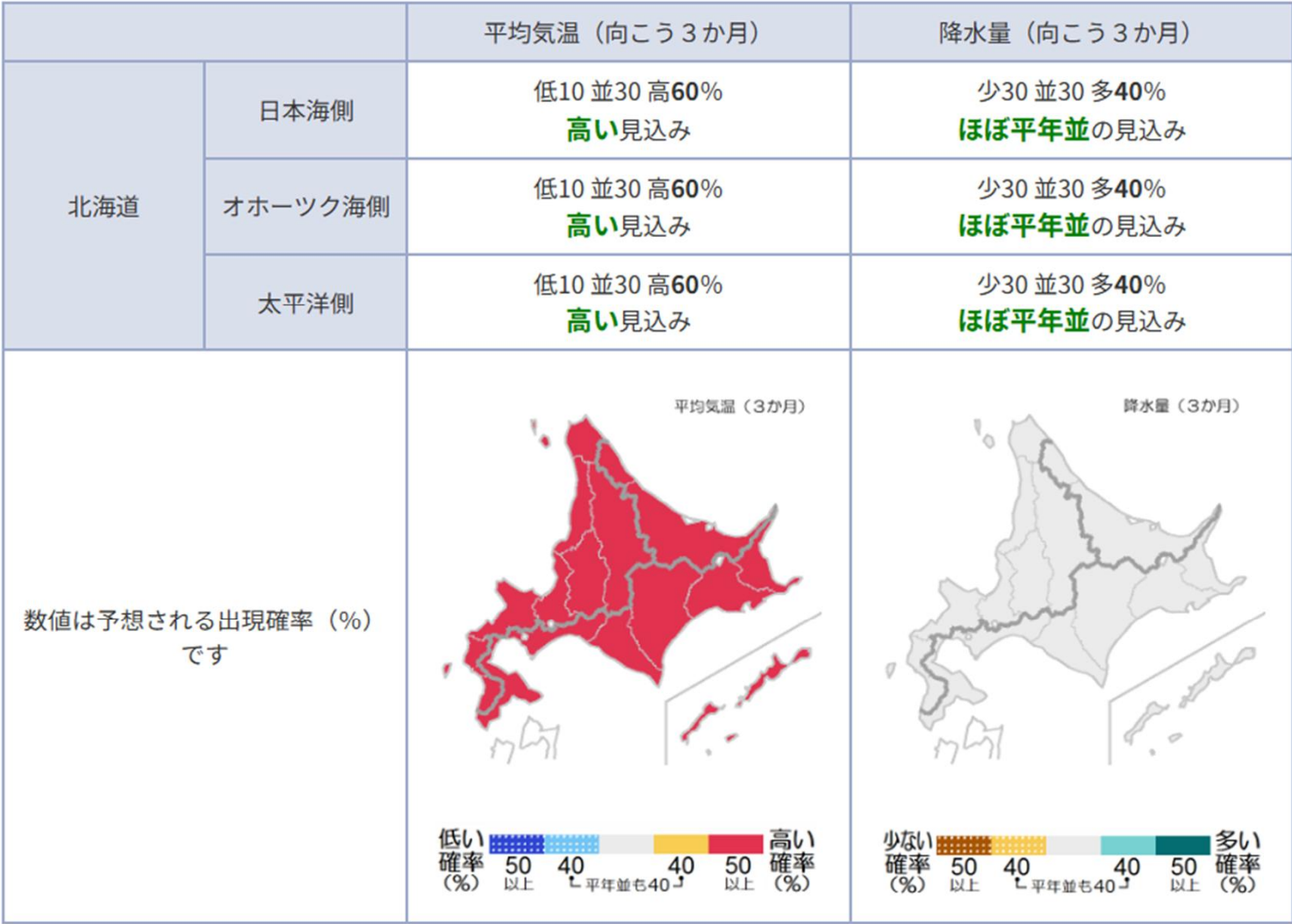
最新の1か月予報は
こちらから



予報のポイント

■ 暖かい空気に覆われやすいため、向こう3か月の気温は高いでしょう。

北海道地方（5月～7月）



最新の3か月予報はこちらから



令和8年5月29日から運用開始

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
 - 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
 - **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）
- 「河川氾濫」に関する「特別警報」は12月の法改正で新設

○自治体が避難情報を発令する「4つの気象現象」が対象です。
○警戒レベルを付けて発表することで、執るべき行動が分かりやすくなるのが、最大のポイントです。

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、これを一般向けの警報扱いとする。これまでの気象台による市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行わない。
- 水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進する。
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけ。洪水予報河川以外の河川についても大雨に関する情報の中で一緒に扱う。

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報	
分類		洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数		道内47河川 (国44、道3)	河川事務所・都道府県 による水位情報は、これ までどおり発表すること とし、 警戒レベルとの関 係は変更しない。	大雨に関する情報で扱 う。	
発表主体		河川事務所または 都道府県と気象台			
発表単位		河川ごと			
対象とする 主な現象		外水氾濫			
発表指標		水位（実測・予測）			
情報 名称	5	レベル5 氾濫特別警報	当面は、大雨に関する 情報でも扱う。	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報		レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報		レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報		レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報		早期注意情報	
			〔 洪水予報河川への 移行を促進 〕		

○ 内水氾濫（水が低い場所にたまる）か、中小河川の外水氾濫（川から水があふれる）のいずれかの危険度の高まりに応じて市町村毎に情報が発表されます。

大雨に関する情報	
—	
気象台	
市町村ごと	
内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫	
表面雨量指数・流域雨量指数 (解析・予測)	
レベル5 大雨特別警報	
レベル4 大雨危険警報	
レベル3 大雨警報	
レベル2 大雨注意報	
早期注意情報	

洪水の予報・警報の高度化・適正化について



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる
防災減災

Press Release

令和7年11月11日
気象庁総務部企画課
水管理・国土保全局水政課

「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～予報・警報を高度化・適正化します～

洪水の特別警報、高潮の共同予報・警報の創設や外国法人等による予報業務に関する規制の強化を内容とする「気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年の豪雨等の自然災害の頻発・激甚化を背景として、地方公共団体や住民等の防災対応の判断に資する、より明確で、きめ細かな情報のニーズが高まっています。また、外国法人等により行われる不適切な予報業務に対応して規制を強化する必要があります。

これらを踏まえ、「気象業務法」と「水防法」を一括改正し、観測・予測技術や情報通信技術の進展を踏まえた予報・警報の高度化・適正化を図ります。

2. 法律案の概要

(1) 洪水に係る情報提供体制の強化

- 気象庁は、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、洪水等の特別警報の判断に必要な情報を提供
- 河川管理者等は、氾濫による著しい危険の切迫が認められる場合に都道府県知事等に通報

(2) 高潮の共同予報・警報の創設

- 国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施

(3) 外国法人等による予報業務に関する規制の強化

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - 許可の申請に当たって、国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け
 - 国内代表者等の所在が不明である場合、簡易な手続きにより許可を取り消し
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について氏名等を公表

<問い合わせ先>

（全般・気象業務法に関すること）

気象庁総務部企画課 桑田、内田、遠藤

TEL 代表：03-6758-3900（内線 6721、6722、6726）、直通：03-3434-9075

（水防法に関すること）

水管理・国土保全局水政課 手嶋、高橋

TEL 代表：03-5253-8111（内線 35213、35228）、直通：03-5253-8439

● 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている
- 洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、水災による被害の軽減を図る必要がある
（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



法案の概要

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、洪水の特別警報を新たに実施
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、洪水の特別警報の判断に必要な情報（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を提供
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者にプッシュ型で情報提供するため、河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



2. 高潮の共同予報・警報の創設【気象業務法・水防法】

- 予測技術の進展を踏まえ、国土交通大臣が指定した海岸（※2）において、国土交通大臣・気象庁長官・都道府県知事が共同して、波の打上げの要素を加味した高潮の予報・警報を新たに実施
（※2）高潮により国民経済上重大な損害が生じるおそれのある海岸

3. 外国法人等による予報業務に関する規制の強化【気象業務法】

- 予報業務許可制度の適切な運営の観点から、以下の措置等を講ずる
 - ・ 許可の申請に当たって、国内代表者又は代理人（国内代表者等）の指定を義務付け
 - ・ 国内代表者等（※3）の所在が不明である場合、簡易な手続きにより許可を取り消すことができる
（※3）国内事業者の場合は許可を取得した者
- 気象業務法に違反して、許可を取得せずに予報業務を行う者等について、利用者がこうした不適切に行われる予報等を回避できるよう、氏名等を公表できること（※4）とする
（※4）国内事業者も対象に含められる



【目標・効果】（KPI）

- ① 洪水の特別警報の認知度：80%（施行後5年）
- ② 高潮の共同予報・警報を実施する指定海岸の数：10海岸（施行後5年） ※ いずれも新設規定

防災気象情報の改善について (レベル5 氾濫特別警報)

令和7年 12月

令和8年 2月 更新

水管理・国土保全局、気象庁

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4 大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの） 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

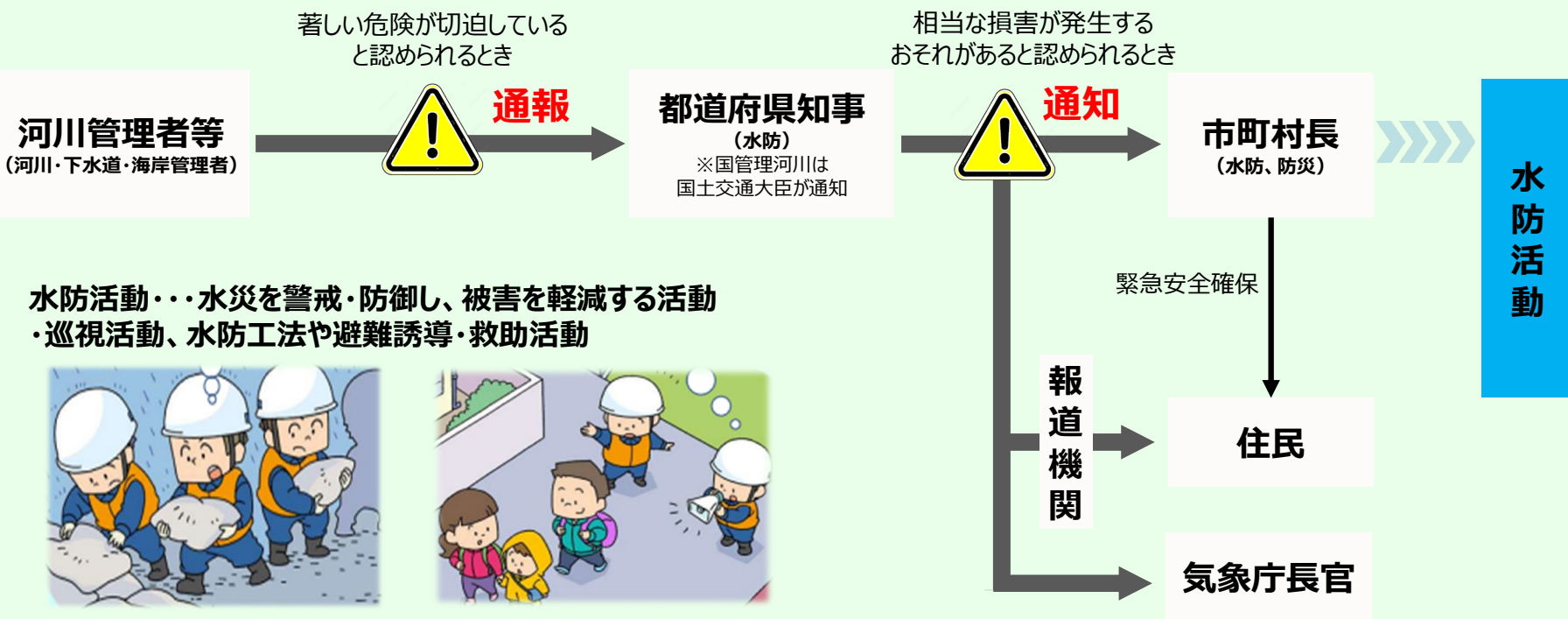
河川管理者等による氾濫に係る通報

- 氾濫によって住民の生命に影響が及ぶ蓋然性が高くなる状況（警戒レベル5となる場合）においては、その状況の速やかな把握や迅速な身の安全を守る行動等の対応をとることが重要となります。
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあることを、河川管理者等が水防事務を担う都道府県知事等にプッシュ型で通報し、通報を受けた都道府県知事が、水防関係者に通知を行うことで、市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋がります。

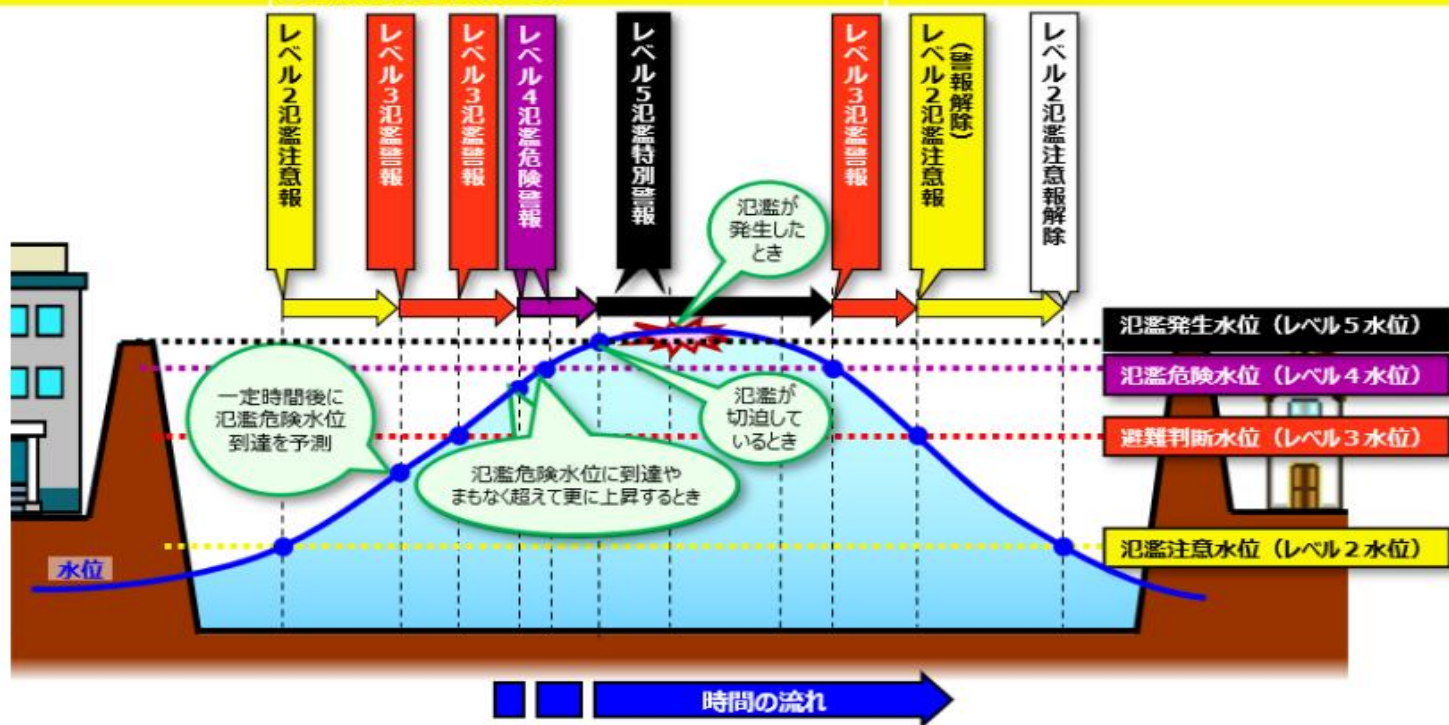
※なお、通報を受けた都道府県知事が気象庁長官にも通知を行うことで、特別警報の発表の判断要素として活用されます。

※浸水想定区域・・・住宅等が所在する区域において、洪水や高潮による氾濫等により浸水が想定される区域（市町村がハザードマップを作成することとなっています）

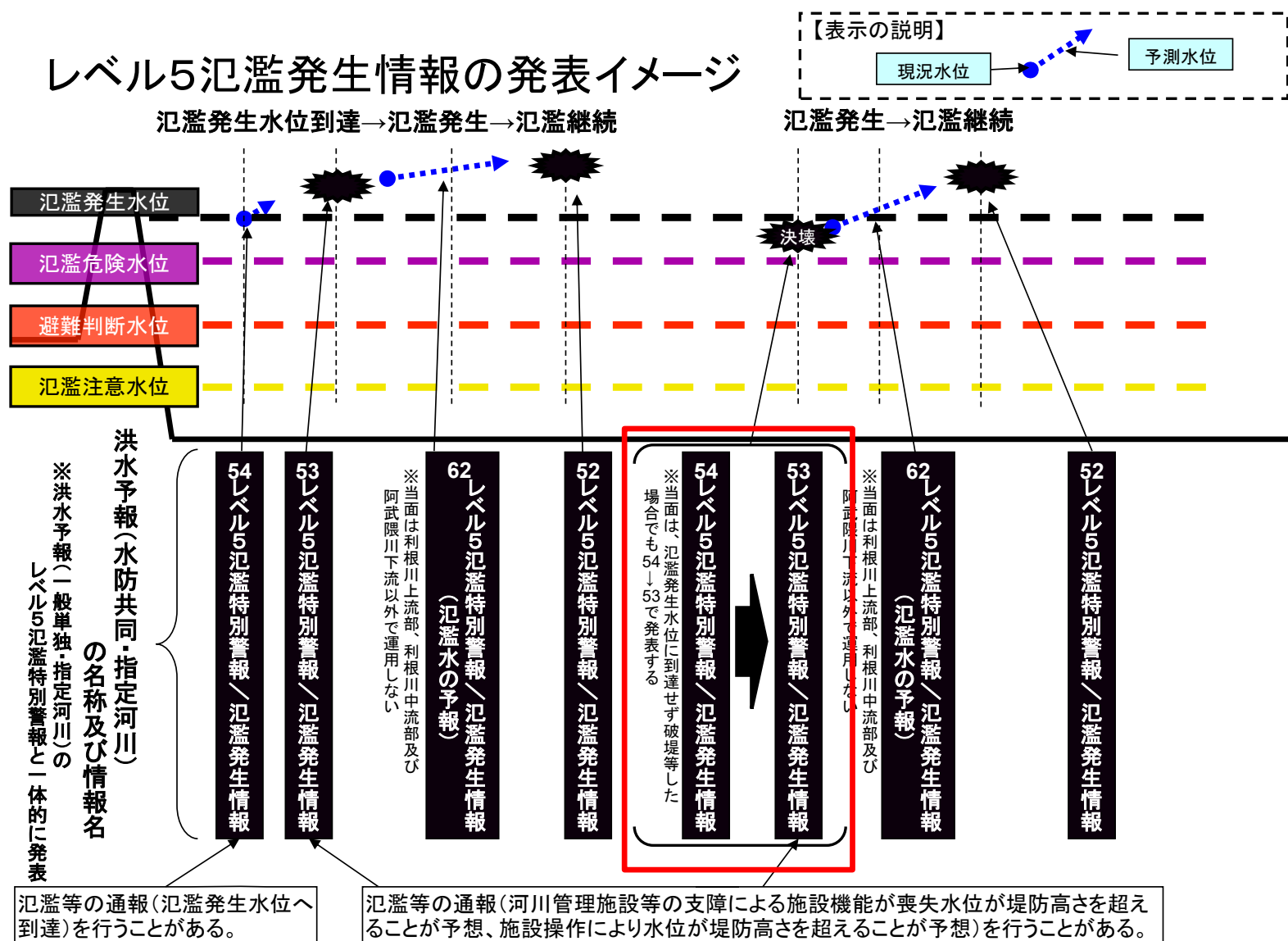
新たな通報制度の概要



洪水予報の標題	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川レベル5 氾濫特別警報	氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到達するときや堤防が損傷したときなど）、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき	氾濫水に対する緊急安全確保を求める段階【警戒レベル5 相当】
〇〇川レベル4 氾濫危険警報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階【警戒レベル4 相当】
〇〇川レベル3 氾濫警報	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれるとき、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階【警戒レベル3 相当】
〇〇川レベル2 氾濫注意報	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	氾濫の発生に対する注意を求める段階【警戒レベル2】



- 洪水予報河川(直轄・補助ともに)において、氾濫が発生した場合は、「氾濫しているおそれ」に関する情報(54)を発表し、「氾濫が発生」に関する情報(53)を発表することで統一する。(4月3日付通知からの変更点は**赤枠**)
- また、氾濫発生水位に到達せずに破堤等が発生した場合、「氾濫しているおそれ」に関する情報(54)の発表に際しては、次ページの通り、主文の一部を削除し発表すること。



内閣府と国土交通省が認定

NIPPON防災資産：

**地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設
災害の教訓を伝承する語り部**

などの活動



NIPPON防災資産

災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大

“自分事化”を進め防災力を高める

災害から命を守り、被害を最小化するためには、一人一人が災害リスクを「自分事」と捉え、主体的な避難行動や防災行動をとることが重要です。こうした観点から、内閣府と国土交通省は、地域で発生した災害の状況やわかりやすい伝え方、および「災害の教訓を伝承する語り部」といった活動などを、「NIPPON防災資産」として認定する制度を令和6年5月に創設しました。この制度を通じて、資産のある地域の人々の災害リスクの自分事化が進むことをはじめ、災害伝言板に取り組みなどの工夫や努力が国内外に波及し効果を生み出すこと、社会全体の災害に対する意識が高まることを期待しています。



認定対象(例)

教訓が得られ深化・継続する工夫を評価

施設や活動をNIPPON防災資産として認定する際のポイントとしては、まず、事実関係が正確に伝えられているかという点、災害に関する基本的な情報が含まれているかどうかが挙げられます。そのうえで、行為をおこなう動機づけに繋がりが含まれているかが、また、そこにいわゆる学びが、教訓が含まれ、災害に対する備えに繋がることがポイントとなります。さらには、普段の暮らしの中で、防災に関する仕掛けや工夫など、深い学びや行動に結びつく手がかりがあるかどうかを評価項目としています。

本認定制度の名称を、「遺産」ではなく「資産」としているのは、それぞれの活動が過去のものではなく、現在、そして未来において、価値を発揮し続けるものであってほしいという願いからで、取組の継続、発展によって、「資産」の価値がさらに高まることを期待しています。



優良認定と認定に区分

NIPPON防災資産の認定は、全国の流域治水協議会や火山防災協議会等により推薦される候補案件を対象としています（いわゆる他薦の制度です）。その中で、災害リスクを自分事化するという観点において、主体的な避難行動や防災行動につながる工夫、仕掛け等が特に優れているものを優良認定としています。



認定区分

内閣府特命担当大臣・国土交通大臣が認定

全国の流域治水協議会等を通じて抽出された防災資産の候補案件を対象に、有識者による選定委員会での審議を経て、内閣府特命担当大臣（防災）及び国土交通大臣が「優良認定」、「認定」案件を認定します。優良認定・認定ともに一定の有効期間を設け、活動等が引き続き良質なものであるかの確認等を行った上で、有効期間を更新することとしています。

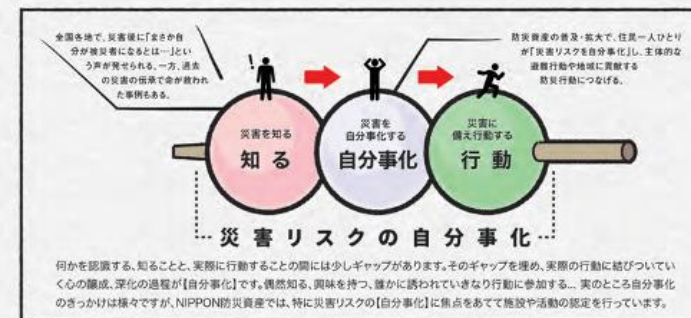
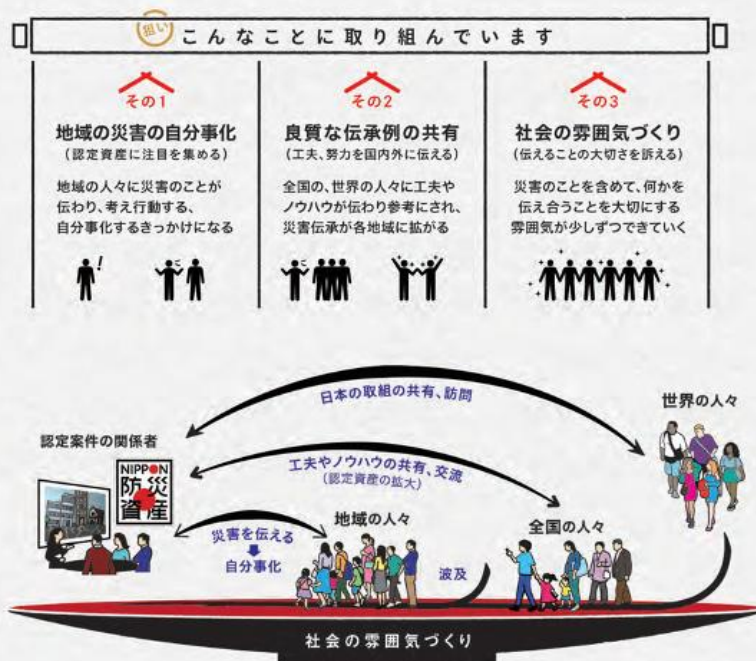
NIPPON防災資産としての認定を受けると、施設や活動における名称の使用や、ロゴマークの使用が可能になります。また、地域メディアからの注目度が高まることや、行政機関からの情報提供、認定対象者の交流機会の提供などの機会の増加が想定されます。総じて、施設や取組がブランド化され、地域が活性化していくことを期待しています。



第1回NIPPON防災認定受審者認定式（令和4年6月10日）



第1回NHK防災意識調査式(令和6年9月5日)

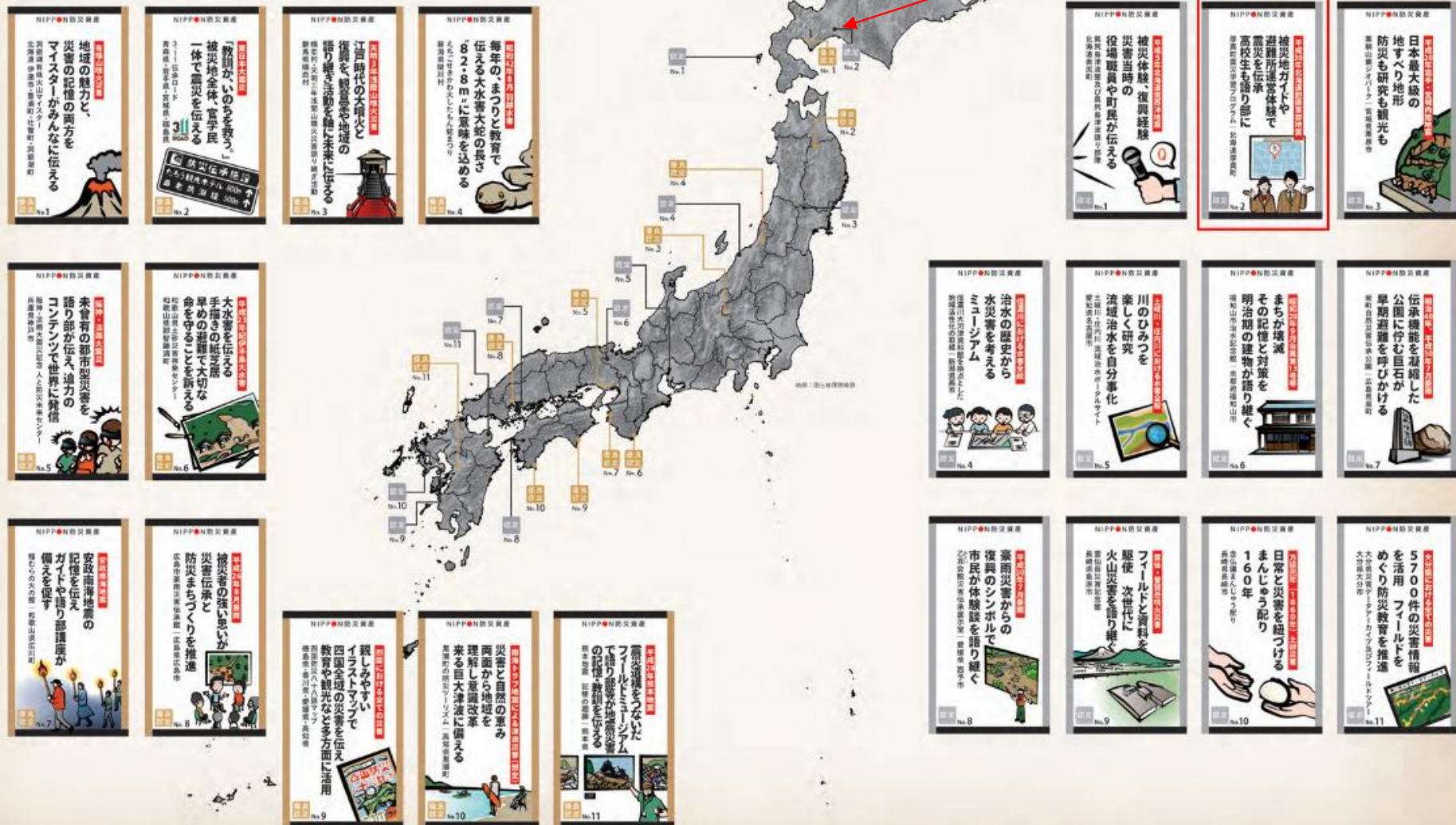


全国で22件を認定(北海道では3件)

認定案件

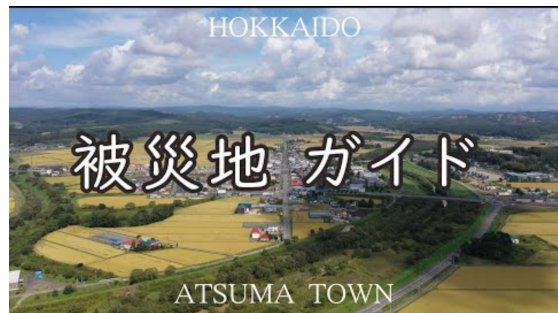
NIPPON防災資産

厚真町震災学習プログラム





- 平成30年北海道胆振東部地震からの学びを伝えるプログラムで、厚真町在住の被災経験者や町内の高校生らが自ら体験した内容（発生直後、避難生活時、現在までの地震や町の復興状況など、命や財産を守り、避難生活などの教訓につながる内容）や思いを伝えています。
- 災害時や復旧の様子が分かるコンテンツをウェブ上で配信したり、現地視察ガイドに加え避難所運営体験や段ボールベット組立体験などもプログラム化し、大人に限らず、若年層への取組も実施しています。



被災地ガイドコース プロモーション動画



出典：厚真町震災学習プログラム公式HP

被災地ガイド実績

年度	実施件数			参加人数			学生内訳
	一般	学生	合計	一般	学生	合計	
2019	81	0	81	2,109	0	2,109	
2020	9	7	16	65	1,092	1,157	小学校1校 中学校4校 高校2校
2021	3	14	17	56	1,547	1,603	小学校1校 中学校12校 高校1校
2022	28	13	41	378	1,340	1,718	中学校12校 高校1校
2023	39	15	54	672	1,347	2,019	小学校1校 中学校7校 高校5校 大学2校
2024	29	6	35	1,148	389	1,537	中学校3校 高校1校 大学2校
2025	25	7	32	1,056	518	1,574	中学校3校 高校1校 大学2校



被災地ガイド状況



（高校生ガイド）

資料提供：厚真町観光協会



被災地ガイド資料

○体験者の声（札幌市内中学生）

- ・改めて自然の恐ろしさを感じた
過去にそんな恐ろしいことがあったことも、今は説明がないとそんな事が起きたとは思えないほど綺麗でそれがまた怖かった。
- ・避難所にはたくさんの事情を抱えた方が
避難所をより良く快適にするために、いろいろなアイデアを考えておくことも大切だということを学びました。

※上記は厚真町観光協会HP atsuma-kankoukyoukai.jp より一部抜粋したもの。

R 8 「水防月間」の実施概要（毎年5月／北海道は6月）

水防の重要性の国民への周知及び水防思想の高揚を図り、水害の未然防止と軽減に資するため、各種行事や活動を実施。

◆水防に関する広報活動の実施

ポスター・リーフレットの配布等により、水防月間のPR活動を行うほか、展示会や体験会を実施するなど、広く国民に向け水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図る。

◆水防訓練

警察・消防・自衛隊や関係自治体等と連携した総合水防演習を実施。

◆洪水予報連絡会・水防連絡会の開催

水防管理団体や都道府県、警察、自衛隊など関係機関と連絡会を開催し、洪水予報や水防警報等の情報の伝達体制の確保を図る。

◆重要水防箇所の合同巡視

水防管理団体等と合同で巡視を行い、水防活動の上で特に注意を要する箇所（重要水防箇所）や水防倉庫、水位観測所を確認し、洪水時の効率的な水防活動を行えるよう備える。

◆河川管理施設の巡視・点検・整備

危険と思われる河川管理施設について必要な補修や整備を行うとともに、許可工作物についても施設管理者に対し必要な指導監督等を行うことで治水機能を維持。



R8水防月間ポスター



水防活動の「見える化」について(協力依頼)

- 水防団(消防団)の水防活動について、わかりやすく、タイムリーにPR・情報発信していくことが重要。
- 平成29年6月1日付け水防調整官事務連絡「水防活動の「見える化」について」により、水防活動を実施した場合には、都道府県や水防管理団体の水防計画に基づき、報告を依頼しているところ。
 - ・(参照)「水防計画作成の手引き」(都道府県版)第14章「水防報告等」14.2 水防報告
- 水害が発生し、水防活動を実施した場合には、速やかな報告をお願いしたい。
 - ・特に、顕著な水防活動事例については、なるべく早期の報告をいただきたい。
 - ・水防企画室から、報告を依頼する場合もあるので、協力をお願いしたい。
- 水防報告を本省で整理して、本省ホームページに掲載
 - ・(URL) <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/kisotishiki/index4.html>
- 全国水防管理団体連合会(全水管)にも情報提供し、全水管ホームページにも掲載
 - ・(URL) <http://zensuikan.jp/031katudou.html>

8月6日から大雨における水防活動 (熊本県熊本市消防団／令和7年8月10日～11日)

○概要

- ・熊本市消防団は、8月10日から大雨に際し、令和7年8月10日から11日にかけて延べ96ケ分団464名が出動した。
- ・市内では、1時間雨量110mmを超える豪雨により河川が増水した。
- ・各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、巡回警戒広報、住民の避難誘導、排水ポンプ車による排水作業、ボートによる人命救助等を行い、人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/10～ 8/11 約10時間	464名	・巡回警戒広報42件 ・避難誘導（4世帯13名） ・排水作業（1件） ・人命救助（22件45名）



富合校区
巡回警戒広報



小島地区の浸水被害
ボートによる人命救助



小島地区の浸水被害
ボートによる人命救助



松尾地区の浸水被害
ボートによる人命救助

水防活動実施箇所



出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図」をもとに熊本市が作成



水防協力団体について

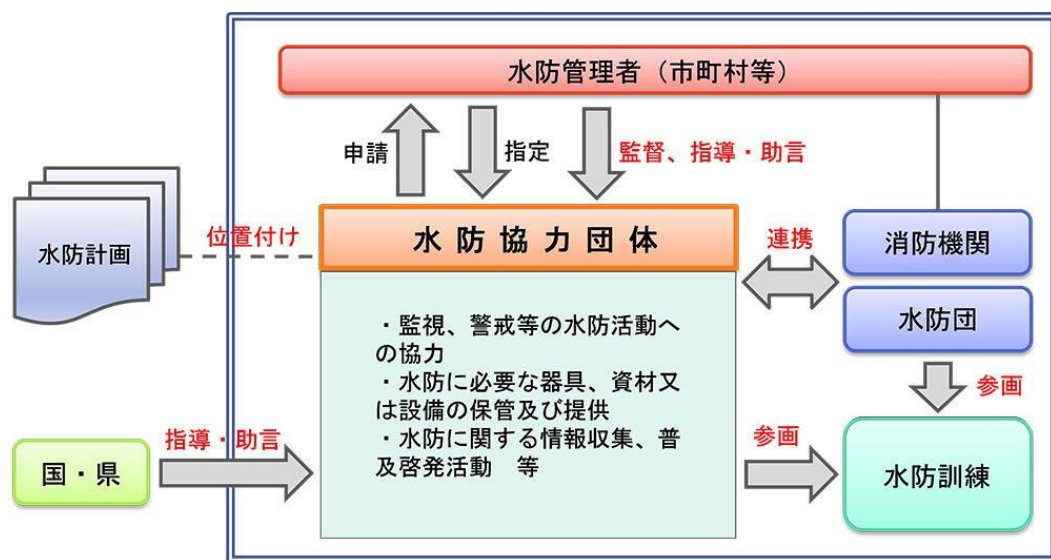
全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、地域の安全を確保するために水防団等が行う水防活動は、その重要性を増しています。

一方、水防活動を行う水防団員等の減少や高齢化が全国的に進んでおり、地域防災力の低下が懸念されています。そのため、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」を、水防管理者（市町村長）が指定することができます。

■ 水防協力団体制度とは

水防管理者（市町村長）が、水防団が行う水防活動を支援・サポートする企業・団体等を「水防協力団体」として指定するものです

＜水防協力団体制度の体系図＞



■ 水防協力団体としての主な活動内容

水防活動に関する普及啓発やイメージアップ等の広報活動水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供等の協力 など。

■ 水防協力団体指定状況

全国での水防協力団体の指定団体数は49団体あり、道内では令和6に3団体、**令和7年に3団体**が指定されています。

＜道内の指定状況＞

道内企業・団体名	本社等所在地	協力エリア・水防管理団体	指定日
西江建設(株)	帯広市	帯広市	令和6年3月5日
宮坂建設工業(株)	帯広市	帯広市	令和6年3月5日
(株)アラソフトウェア	北見市	北見市	令和6年3月6日
草野作工(株)	江別市	新篠津村	令和7年9月3日
北土建設(株)	札幌市	新篠津村	令和7年9月3日
ケイセイマサキ建設(株)	新冠町	新冠町	令和7年12月25日





新篠津村 水防協力団体の認定

- 全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化し、地域の安心・安全を確保するために水防団等が行う水防活動は、その重要性を増している一方で、水防活動の担い手である水防団員等の減少や高齢化が全国的に進行しており、地域防災力の低下が危惧されている。
- 国土交通省は、水防団等が行う水防活動を支援・サポートする「水防協力団体」と水防管理者である自治体のニーズを聞き取り、マッチングを行い、認定に必要な手続きの支援等を行ってきました。
- この度、新篠津村が草野作工(株)及び北土建設(株)を「水防協力団体」に認定しました。

<認定概要>

- 水防管理団体:新篠津村
- 応募者:草野作工(株)、北土建設(株)
- 認定日:令和7年9月3日(水)
- 協力概要:

【草野作工(株)】

- 平時 水防資機材の備蓄、小中学校や自治会に対する水防工法出前講座等の実施
- 災害時 避難場所の提供、スマホの充電サービス(非常用発電装置を活用)、生活用水(非飲料)の提供(地下水の提供)

【北土建設(株)】

- 平時 水防活動や水防団員募集に関するポスターやパンフレットの設置、ドローンによる新篠津村の広報用写真撮影
- 災害時 地域の安心安全を守るための災害対応活動の後方支援、資機材や人員の提供、水防資機材(土嚢袋、ブルーシート等)の提供 など

<認定書交付式実施概要>

- 実施日:令和7年10月8日(水)
- 主催者:新篠津村
- 場所:新篠津村役場2階2号会議室
- 参加機関:新篠津村、草野作工(株)、北土建設(株)、北海道石狩振興局、札幌開発建設部
- 実施内容:新篠津村から認定書交付
札幌開発建設部から記念パネル授与
各認定企業からのご挨拶



開会挨拶(新篠津村長)



新篠津村長から認定書交付



札幌開発建設部長から
パネル授与





水防協力団体について(活動事例)

- 協力内容や協力可能なエリアは、企業や団体によって異なります。
- 北海道開発局では、自治体へのニーズの聞き取りや、企業団体とのマッチングを支援しています。



ポスター掲示(水防団員募集)



水防資器材の提供(土嚢、ブルーシート)

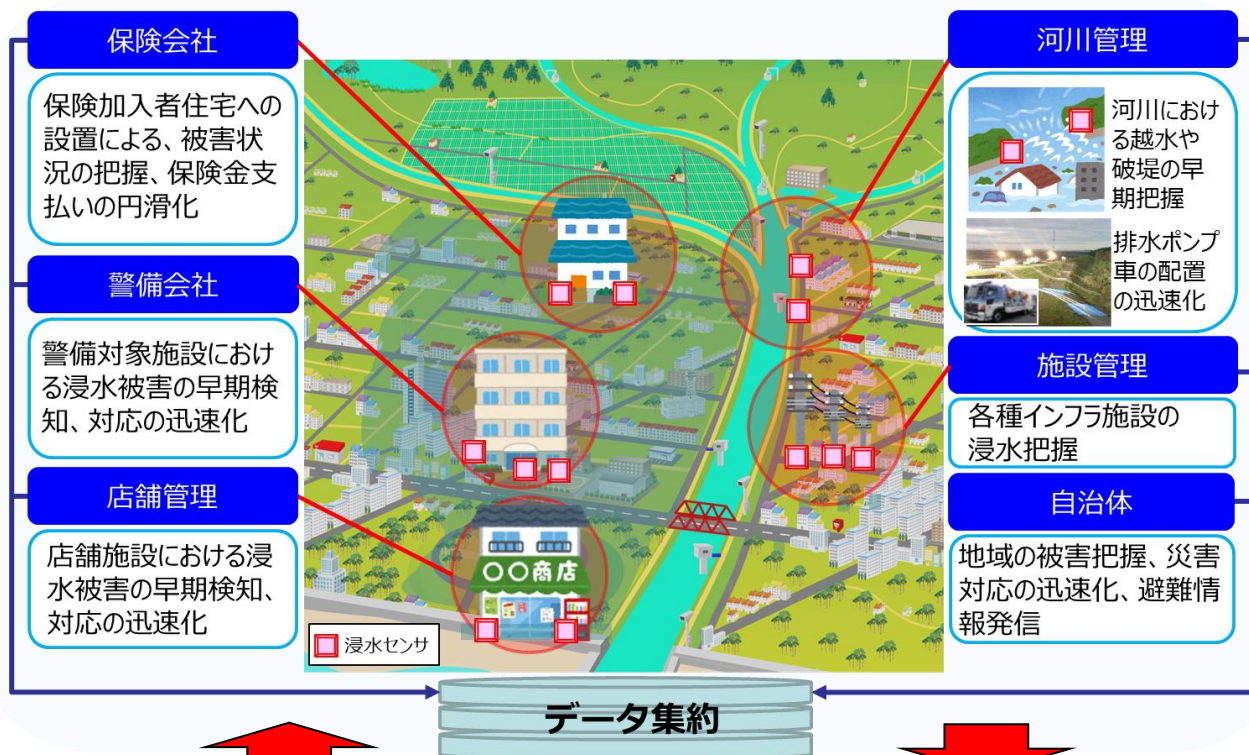
■ 協力内容例

- 災害時の施設の使用
 - ・ 水防資器材の保管
 - ・ 水防団員の作業・待機場所
 - ・ 一時的な避難場所設置
- 水防団員への物資の供給

- 水防活動の広報
 - ・ ホームページにポスターなどを掲載
- ドローンによる訓練の撮影
- 水防訓練における工法指導
- 防災教育の出前講座
- 水防訓練等への参加

ワンコイン浸水センサ ～官民連携による流域の浸水状況把握～

国・自治体・企業・大学など、流域内のあらゆる関係者が参加



ワンコイン浸水センサ実証実験参加者の声



A自治体

浸水センサを活用することで、浸水範囲や浸水深を早期に把握することが可能となるため、避難情報発令及び通行規制の判断や面的な被害状況の把握に繋げたい。

急な浸水や内水氾濫をいち早く把握することで管理施設の被害防止・軽減、早期復旧に活用したい。



B企業

ワンコイン浸水センサ

小型、低コストかつ長寿命で、流域内に多数の設置が可能な浸水センサ



実証実験に用いている浸水センサ

- ・小型
- ・低コスト
- ・長寿命

リアルタイムの浸水状況表示システム

各センサの情報を一元的に収集し、浸水状況を共有するシステム



浸水センサ表示システム
<https://c-sensor.river.go.jp>



浸水センサ表示システムのイメージ (広域&拡大)

令和8年度以降の運用について

◆令和7年度迄は全国的に実証実験を実施。

(◆令和7年度を以て実証実験を終了)

◆更新・修理等について

設置・管理者での対応をお願いします。

なお、撤去を行いたい場合は室蘭開発建設部治水課までご連絡願います。

◆機器点検について

特段の必要は無いとセンサメーカーから聞いています。浸水センサ表示システムを確認いただき、異常が確認された場合、現地の確認をお願いいたします。

※再起動・電池交換等を試みていただき、解決しないようでしたら、センサメーカーにご連絡願います。

※点検は不要と聞いていますが、点検等にあわせ、清掃を行っていただけますようよろしくお願いします。

◆新規設置について

実証実験終了に伴い、自治体・団体さんから返却を受けている(受ける予定)のセンサがございます。設置費用は設置・管理者の負担となりますが、希望者は室蘭開発建設部治水課にご連絡をください。

◆既設置の紛失等

実証実験は終了していますが、紛失の相談等ございましたら、室蘭開発建設部治水課までご連絡を願います。

R7年度末時点：15自治体，10団体（82基）※共同参加者含む。R8.4に2台紛失が発覚→80基へ

自治体	設置者・通信費負担	R5	R6	R7	R8	R9	合計	備考
美瑛町	美瑛町→国センサ	(9)→0	国センサ	継続	継続		0	R6～場所の提供のみで国センサ活用
新得町	(株) 水工リサーチ	5	継続	継続	継続		5	共同参加者：北海道大学，(株) ラピュール
音更町	(株) 北開水工コンサルタント	2	継続	継続	返却予定		2	
	(株) ズコーシャ	－	4	継続	返却予定		4	
滝川市	滝川市	－	13	継続	継続		13	
	合同会社サン技術研究所	－	9	3	返却予定		12	
標津町	標津町	－	2	継続	返却予定		2	
		－	－	－	-1			※標津町 1台紛失
函館市	TOPPANデジタル (株)	－	4	継続	返却予定		4	
		－	－	－	-1		-1	※TOPPAN 1台紛失
むかわ町	国センサ	－	国センサ	継続	継続		0	場所の提供のみで国センサ活用
鷹栖町	国センサ	－	国センサ	継続	継続		0	場所の提供のみで国センサ活用
今金町	国センサ	－	国センサ	継続	継続		0	場所の提供のみで国センサ活用
	(株) リブテック	－	－	1	継続		1	
千歳市	千歳市	－	－	2	継続		2	
恵庭市	恵庭市	－	－	10	継続		10	
		－	－	-1	－		-1	※恵庭市1台紛失
	合同会社サン技術研究所	－	－	3	継続		3	
厚真町	厚真町	－	－	1	継続		1	
白糠町	(株) 構研エンジニアリング	－	－	12	継続		12	
中富良野町	中富良野町	－	－	10	継続		10	
豊富町	日本工営 (株)	－	－	2	-2		0	R8より日本工営→豊富町へ費用負担変更予定（未手続）
	豊富町	－	－	－	2		2	
設置数		7	32	43	-2	0	80	

R7年度末時点:84箇所(105基)

※4社:NTT,京セラ,リプロ,光陽無線1台ずつ

No.	開建名	水系名	河川名	市町村	設置位置				センサ 設置年	設置数	機種
					キロポスト	左右岸	設置箇所	構造物名称			
1	札幌	石狩川	石狩川	深川市	KP132.0	左岸	堤内平地	—	R5	2	京セラ
2	〃	石狩川	石狩川	深川市	KP132.4	右岸	堤内平地	—	R5	2	京セラ
3	〃	石狩川	石狩川	旭川市	KP135.5	左岸	堤内平地	—	R5	2	京セラ
4	〃	石狩川	雨竜川	沼田町	KP27.6	右岸	堤内平地	—	R5	2	リプロ,京セラ
5	〃	石狩川	雨竜川	沼田町	KP29.8	右岸	堤内平地	—	R5	2	リプロ
6	〃	石狩川	雨竜川	深川市	KP33.0	左岸	堤内平地	—	R5	2	リプロ
7	〃	石狩川	産化美唄川	美唄市	KP5.0	右岸	既設構造物	産化美唄川10線樋門	R5	3	光陽無線
8	〃	石狩川	産化美唄川	美唄市	KP6.6	右岸	既設構造物	児玉樋門	R5	1	光陽無線
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	R6	2	NTT
9	〃	石狩川	幌向川	岩見沢市	KP4.4	左岸	堤内平地	—	R5	1	リプロ
10	〃	石狩川	千歳川	江別市	KP6.6	左岸	堤内平地	—	R5	1	リプロ
11	〃	石狩川	千歳川	長沼町	KP19.8	右岸	既設構造物	西9線樋門(釜場)	R5	1	京セラ
12	〃	石狩川	千歳川	千歳市	KP33.2	左岸	既設構造物	カリナバ排水樋門(釜場)	R6	1	NTT
13	〃	石狩川	旧夕張川	長沼町	3.9	左岸	既設構造物	南3号樋門(釜場)	R6	1	NTT
14	〃	石狩川	空知川	富良野市	KP69.28	左岸	既設構造物	下五区排水樋門	R6	2	NTT
15	〃	石狩川	空知川	富良野市	KP80.76	左岸	既設構造物	山部第6号排水樋門	R6	2	NTT
16	〃	石狩川	石狩川	美唄市	KP64.9	左岸	既設構造物	伊藤樋門	R7	2	NTT
17	旭川	石狩川	石狩川	旭川市	KP164.5	左岸	堤内平地	—	R5	1	リプロ
18	〃	石狩川	オサラッペ川	鷹栖町	KP1.0	右岸	既設構造物	南三号排水樋門	R6	1	京セラ
19	〃	石狩川	オサラッペ川	鷹栖町	KP1.1	左岸	既設構造物	嵐山排水樋門	R6	1	京セラ
20	〃	石狩川	オサラッペ川	鷹栖町	KP2.5	左岸	既設構造物	南一号排水樋門	R5	1	リプロ
21	〃	石狩川	オサラッペ川	鷹栖町	KP5.2	左岸	既設構造物	北野十線排水樋門	R5	1	光陽無線
22	〃	石狩川	忠別川	旭川市	KP2.4	左岸	既設構造物	参宮樋門	R5	1	京セラ
23	〃	石狩川	美瑛川	旭川市	KP0.3	左岸	既設構造物	神居第2樋門	R5	1	NTT
24	〃	石狩川	美瑛川	美瑛町	KP31.1	右岸	既設構造物	美瑛川第二排水樋門	R5	1	京セラ
25	〃	石狩川	辺別川	美瑛町	KP0.6	左岸	既設構造物	辺別川左岸第三樋門	R6	1	NTT
26	〃	石狩川	辺別川	美瑛町	KP3.6	左岸	既設構造物	辺別川左岸第4樋門	R5	1	京セラ
27	〃	石狩川	牛朱別川	旭川市	KP4.2	右岸	既設構造物	第2新星樋門	R6	1	京セラ
28	〃	天塩川	天塩川	中川町	KP48.67	左岸	既設構造物	国府樋門	R6	1	NTT
29	〃	天塩川	天塩川	中川町	KP51.2	右岸	既設構造物	国府右岸樋門	R5	1	光陽無線
30	〃	天塩川	天塩川	中川町	KP54.30	左岸	既設構造物	金住樋門	R6	1	NTT
31	〃	天塩川	天塩川	音威子府村	KP84.0	右岸	既設構造物	渡島樋門	R5	1	NTT
32	〃	天塩川	天塩川	音威子府村	KP90.9	右岸	既設構造物	音威子府橋樋門	R5	1	NTT
33	〃	天塩川	天塩川	音威子府村	KP91.4	左岸	既設構造物	茨内樋門	R5	1	NTT
34	〃	天塩川	天塩川	美深町	KP106.7	右岸	既設構造物	21線川樋門	R5	1	光陽無線
35	〃	天塩川	天塩川	美瑛町	KP112.88	右岸	既設構造物	恵根内右岸第一樋門	R6	1	NTT
36	〃	天塩川	天塩川	美深町	KP124.7	左岸	既設構造物	川西第1樋門	R5	1	リプロ
37	〃	天塩川	天塩川	士別市	KP172.8	左岸	既設構造物	士別左岸第2樋門	R5	1	リプロ
38	〃	天塩川	スプリングマナイ川	士別市	KP0.1	左岸	既設構造物	北線川樋門・呑口	R7	1	NTT
39	小樽	尻別川	尻別川	蘭越町	KP18.55	左岸	既設構造物	淀川樋門(釜場)	R6	2	NTT
40	〃	尻別川	尻別川	蘭越町	KP12.7	左岸	既設構造物	西岡樋門	R7	2	NTT
41	函館	後志利別川	後志利別川	せたな町	KP4.3	左岸	既設構造物	愛知1号樋門	R5	1	NTT
42	〃	後志利別川	後志利別川	せたな町	KP5.8	左岸	既設構造物	愛知2号樋門	R6	1	NTT

No.	開建名	水系名	河川名	市町村	設置位置				センサ 設置年	設置数	機種
					キロポスト	左右岸	設置箇所	構造物名称			
43	〃	後志利別川	後志利別川	せたな町	KP7.6	左岸	既設構造物	愛知4号樋門	R5	1	NTT
44	〃	後志利別川	後志利別川	せたな町	KP8.8	右岸	既設構造物	湯川樋管	R5	1	NTT
45	〃	後志利別川	後志利別川	せたな町	KP9.1	右岸	既設構造物	西丹羽2号樋門	R5	1	NTT
46	〃	後志利別川	後志利別川	今金町	KP9.1	左岸	既設構造物	豊田2号樋門	R6	1	NTT
47	〃	後志利別川	後志利別川	今金町	KP9.9	左岸	既設構造物	豊田3号樋門	R5	1	NTT
48	〃	後志利別川	後志利別川	今金町	KP12.2付近	右岸	堤内平地	神丘無堤地区	R6	2	NTT
49	〃	後志利別川	後志利別川	今金町	KP15.1	左岸	既設構造物	八束樋門	R6	1	NTT
50	〃	後志利別川	後志利別川	今金町	KP16.6	右岸	既設構造物	今金2号樋門	R5	1	NTT
51	室蘭	沙流川	沙流川	日高町	KP5.58	右岸	既設構造物	富川F樋管	R6	1	NTT
52	〃	沙流川	沙流川	平取町	KP29.57	右岸	既設構造物	長知内樋門	R5	1	NTT
53	〃	鶴川	鶴川	むかわ町	KP8.15	右岸	既設構造物	春日樋門	R5	1	NTT
54	〃	鶴川	鶴川	むかわ町	KP33.34	左岸	既設構造物	ルベシベ樋門	R6	1	NTT
55	〃	鶴川	鶴川	むかわ町	KP3.38	右岸	既設構造物	豊城1号樋門	R7	1	NTT
56	帯広	十勝川	十勝川	豊頃町	KP13.0	右岸	既設構造物	旅来第2樋門	R5	1	光陽無線
57	〃	十勝川	十勝川	豊頃町	KP14.4	右岸	既設構造物	案骨樋門	R5	1	リプロ
58	〃	十勝川	十勝川	豊頃町	KP18.4	右岸	既設構造物	背負樋門	R5	1	リプロ
59	〃	十勝川	浦幌十勝川	浦幌町	KP2.0	右岸	堤外高水敷	—	R5	1	NTT
60	〃	十勝川	浦幌十勝川	浦幌町	KP3.6	右岸	堤外高水敷	—	R5	1	NTT
61	〃	十勝川	利別川	池田町	KP8.3	右岸	堤外高水敷	—	R5	1	京セラ
62	〃	十勝川	十勝川	池田町	KP1.2	右岸	既設構造物	十勝川昭栄樋門	R6	1	NTT
63	〃	十勝川	礼文内川	豊頃町	KP2.8	右岸	既設構造物	育素第2樋門	R6	1	NTT
64	〃	十勝川	士幌川	帯広市	KP0.2	右岸	既設構造物	相生第1樋門	R5	1	リプロ
65	〃	十勝川	然別川	帯広市	KP0.2	右岸	既設構造物	西士狩樋門	R6	1	京セラ
66	〃	十勝川	札内川	幕別町	KP4.0	左岸	既設構造物	低水護岸	R5	4	4社
67	〃	十勝川	札内川	帯広市	KP12.1	左岸	既設構造物	川西第2樋門	R6	1	NTT
68	〃	十勝川	札内川	帯広市	KP14.4	右岸	既設構造物	爱国樋門	R6	1	NTT
69	〃	十勝川	音更川	音更町	KP0.8	左岸	既設構造物	下士幌2号樋門	R5	1	京セラ
70	〃	十勝川	音更川	音更町	KP7.3	右岸	既設構造物	音更樋門	R6	1	京セラ
71	〃	十勝川	十勝川	豊頃町	KP24.9	右岸	既設構造物	礼作別樋門	R7	1	NTT
72	〃	十勝川	利別川	池田町	KP10.8	左岸	既設構造物	池田第3樋門	R7	1	NTT
73	〃	十勝川	十勝川	豊頃町	KP28.6	右岸	既設構造物	二里塚樋門	R7	1	NTT
74	釧路	釧路川	釧路川	標茶町	KP37.6	右岸	既設構造物	下オソベツ樋門	R5	2	光陽無線
75	〃	釧路川	釧路川	標茶町	KP45.7	左岸	既設構造物	富士樋門	R5	2	光陽無線
76	〃	釧路川	釧路川	標茶町	KP46.2	左岸	既設構造物	標茶樋門	R6	1	京セラ
77	〃	釧路川	釧路川	標茶町	KP46.9	左岸	既設構造物	ときわ橋下流樋門	R6	1	NTT
78	〃	釧路川	釧路川	標茶町	KP47.8	左岸	既設構造物	旭第1樋門	R6	1	NTT
79	〃	釧路川	釧路川	標茶町	KP49.5	左岸	既設構造物	ボン多和樋門	R6	1	NTT
80	網走	網走川	網走川	大空町	KP24.2	右岸	既設構造物	黒瀬樋門	R6	1	NTT
81	〃	常呂川	常呂川	北見市	KP15.4	右岸	既設構造物	福山21号樋門	R6	1	NTT
82	〃	常呂川	常呂川	北見市	KP24.4	左岸	既設構造物	日吉34号樋門	R7	1	NTT
83	留萌	天塩川下流	天塩川	天塩町	KP10.5	左岸	既設構造物	振老1号樋門	R6	1	NTT
84	〃	天塩川下流	天塩川	天塩町	KP-2.0	右岸	既設構造物	赤松樋管	R6	1	NTT

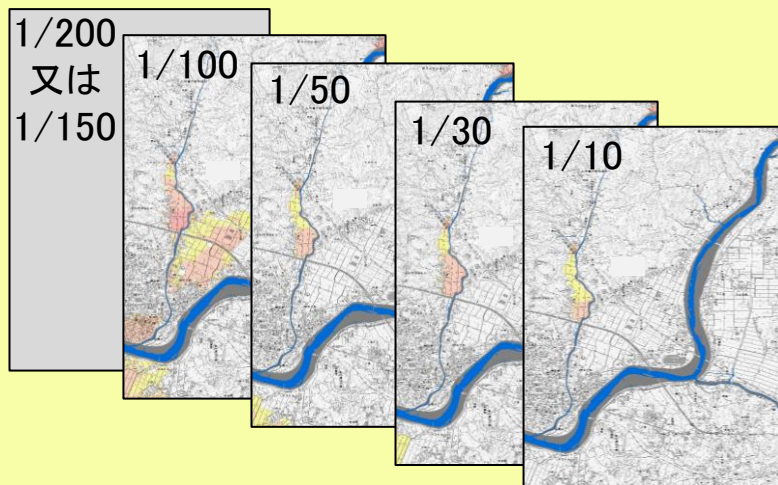
水害リスクマップについて

国や都道府県では、これまで水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。

国土交通省では、これに加えて、**土地利用や住まい方の工夫、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討及び企業の立地選択**など、流域治水の取り組みを推進するため、比較的発生頻度が高い降雨規模も含めた複数の降雨規模毎に作成した浸水想定図（「多段階の浸水想定図」）と、それらを重ね合わせて、浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した「水害リスクマップ」を作成・公表することとしました。

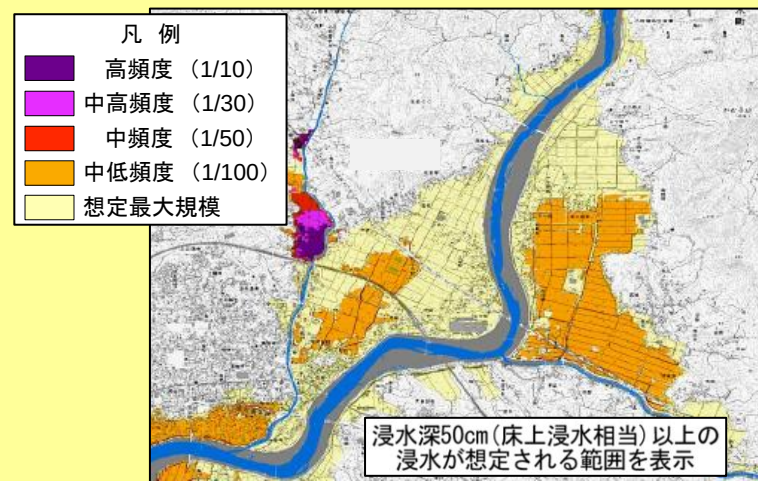
【多段階の浸水想定図】

想定最大規模に加え、高頻度から中頻度で発生する降雨規模毎（年超過確率1/10、1/30、1/50、1/100、河川整備の計画規模（1/150又は1/200））に作成した浸水想定図。



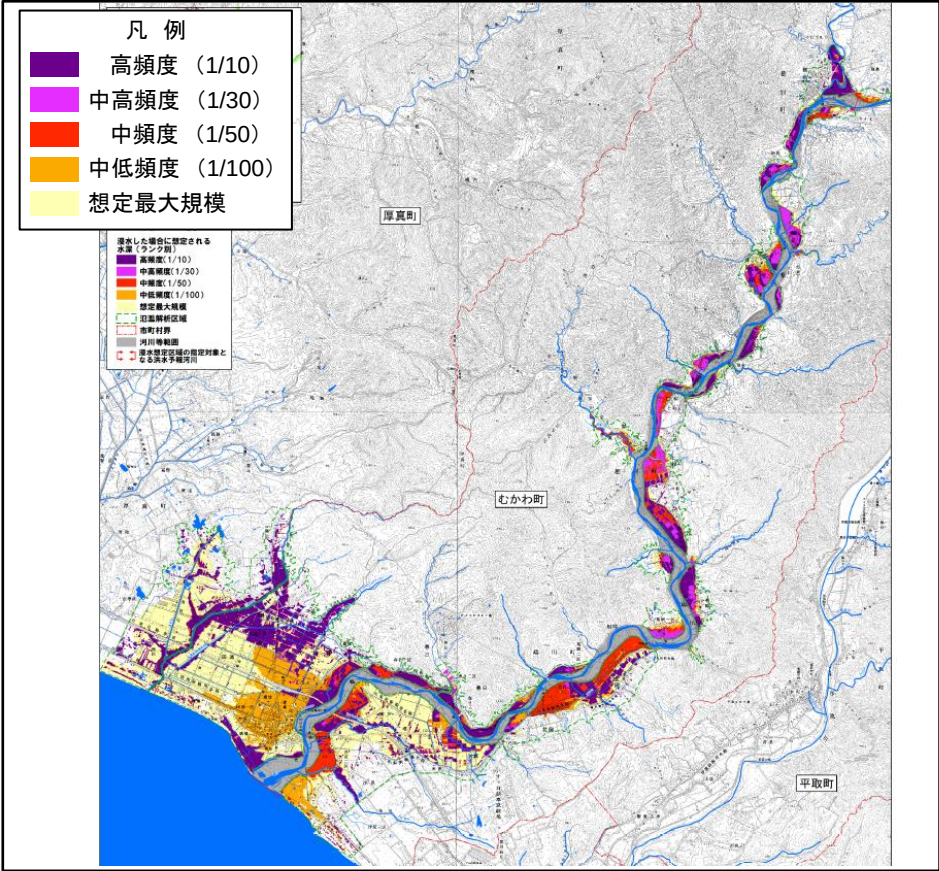
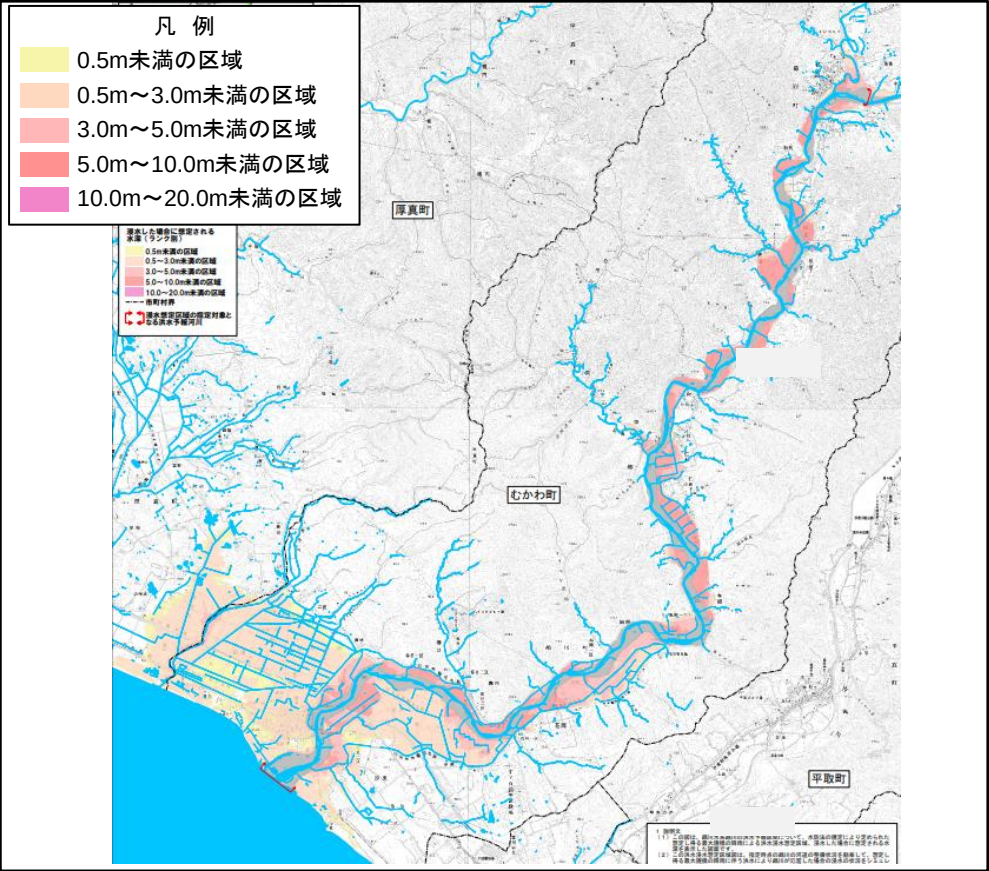
【水害リスクマップ】

多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎（浸水あり、0.5m以上（床上浸水）、3.0m以上（1階居室浸水））に重ね合わせて作成した図面。



洪水浸水想定区域図と水害リスクマップの違い

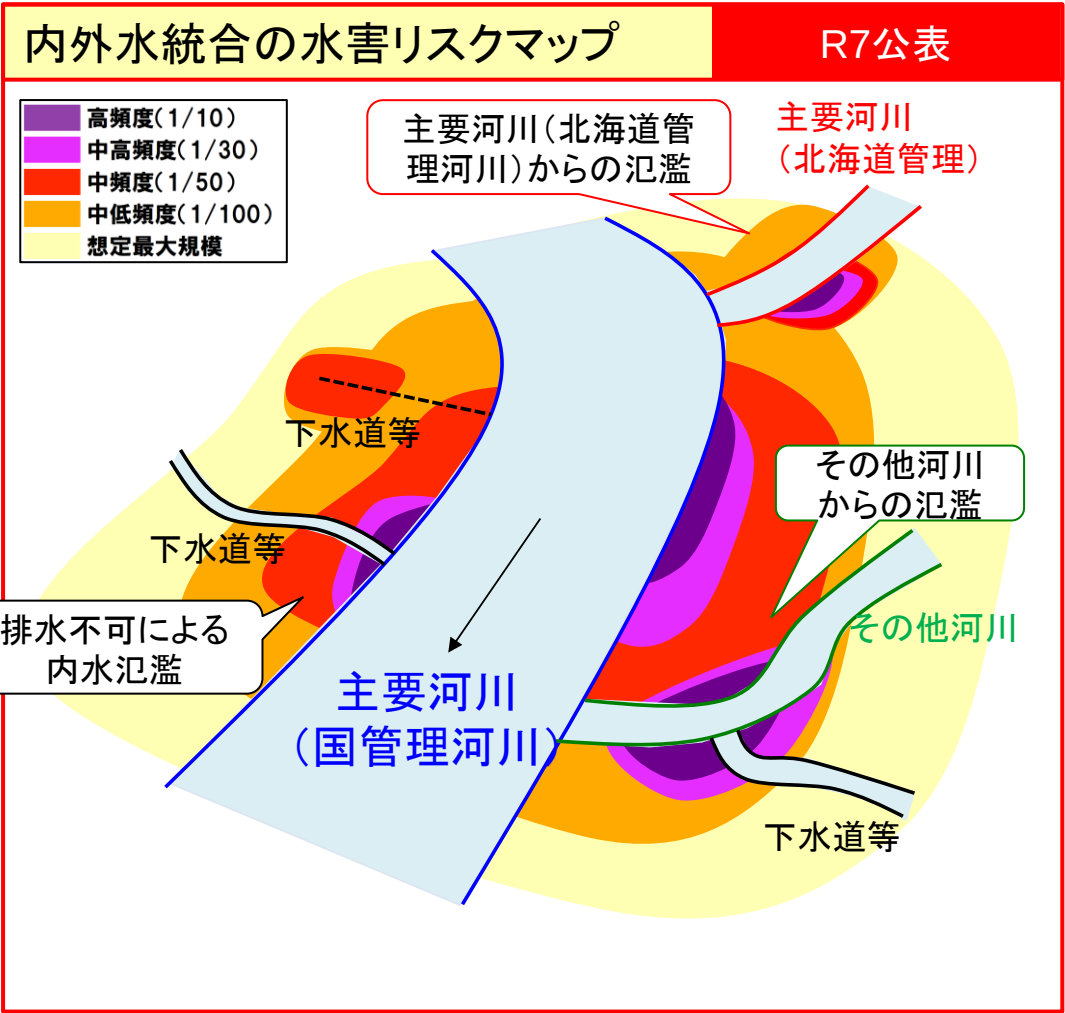
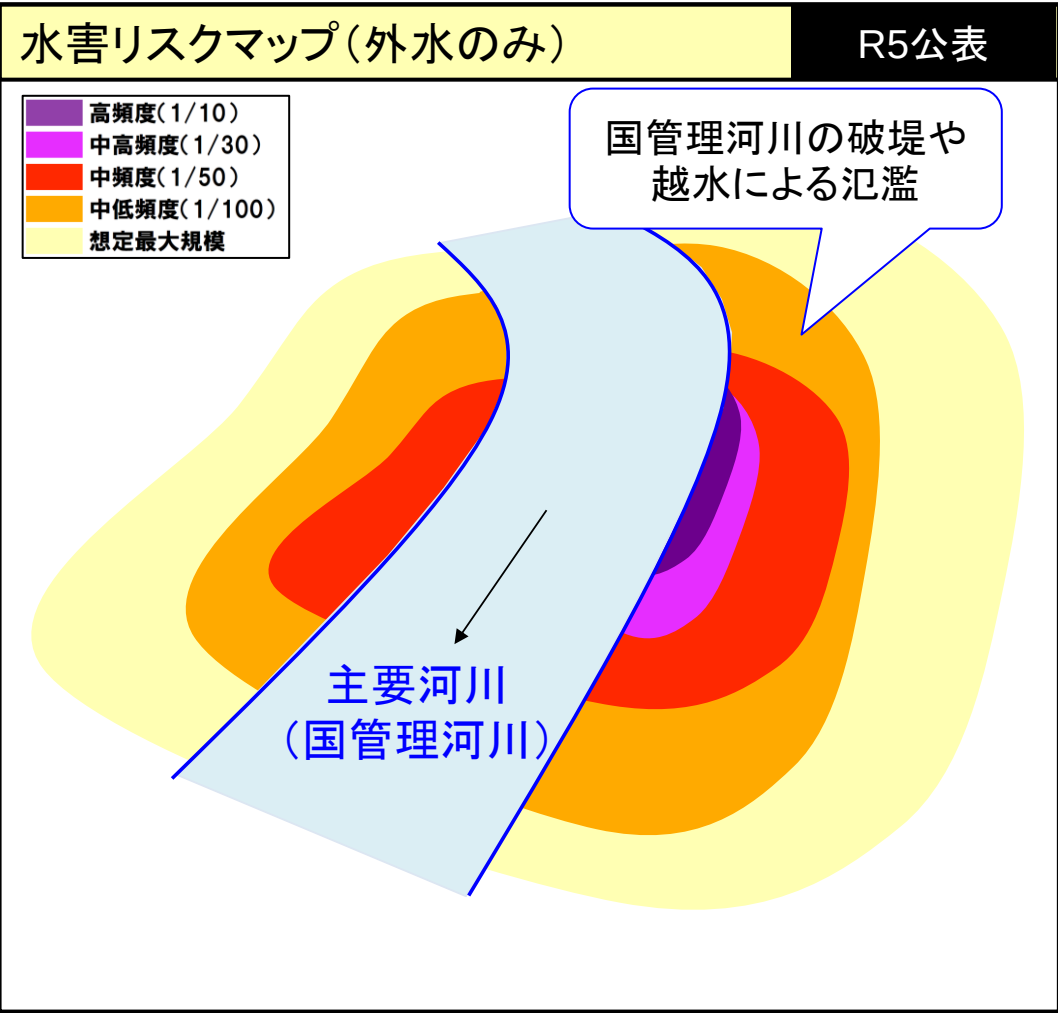
	洪水浸水想定区域図	水害リスクマップ (浸水頻度図)
表す情報	浸水範囲、浸水深（m）	浸水範囲、浸水頻度（〇〇年に1度程度）
主な用途	避難行動	防災まちづくり、企業立地選択等
降雨条件	想定される最大規模の降雨	発生頻度の異なる降雨
河道の時点	現在	現在及び河川整備後



内外水統合の水害リスクマップについて

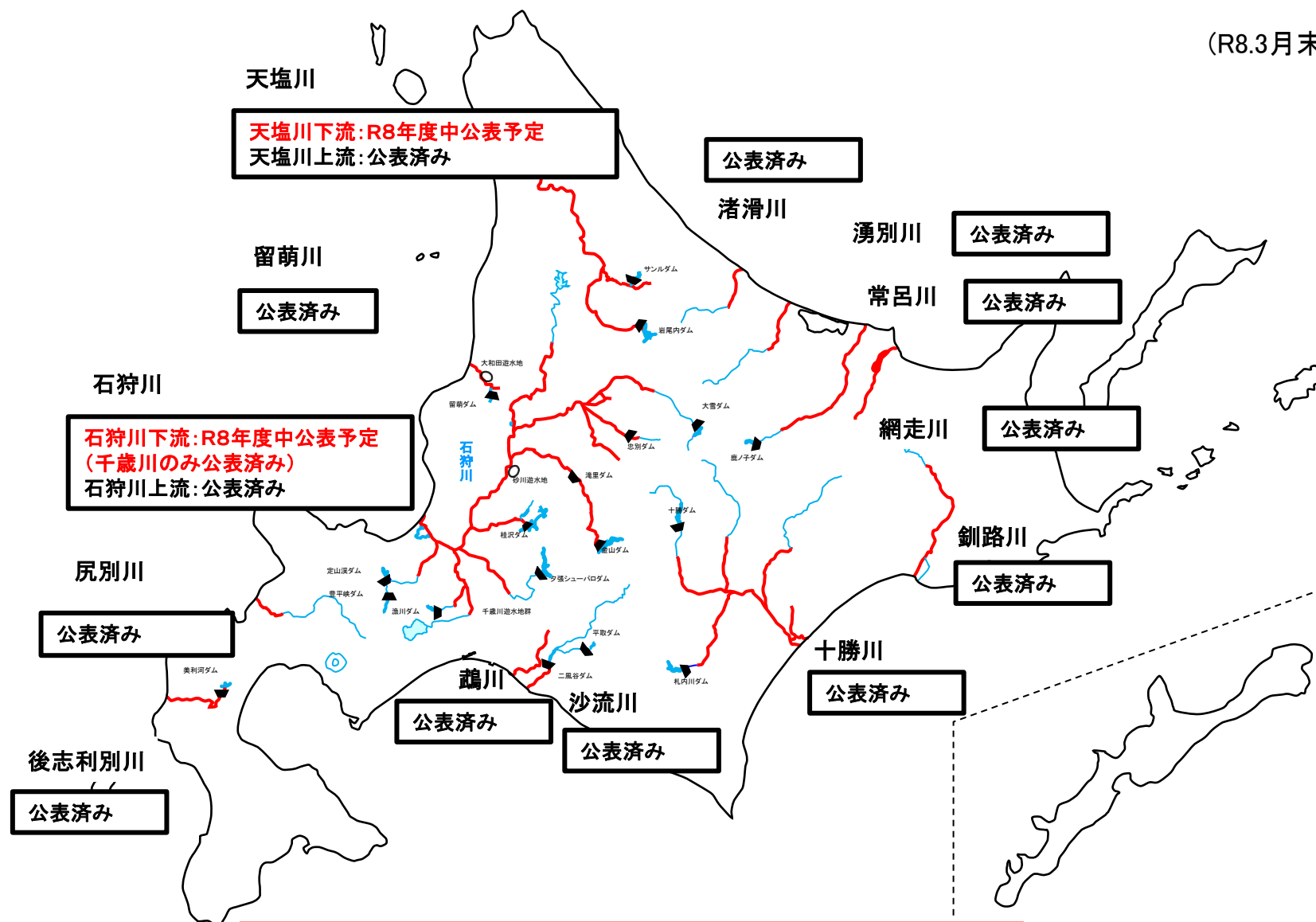
■内外水統合の多段階の浸水想定図をもとに、降雨規模ごとに浸水範囲を重ね合わせることで、主要河川（国管理河川）からの氾濫に加え、**主要河川（北海道管理河川）、その他河川、下水道等からの氾濫**を考慮した、**内外水統合の水害リスクマップ**を作成しました。

内外水統合の水害リスクマップ作成イメージ



内外水統合型の水害リスクマップ等の公表状況

(R8.3月末時点)



鶴川水系鶴川、沙流川水系沙流川
内外水統合の多段階の浸水想定図・水害リスクマップ
R8.3.30公表
<https://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/a00ihh00000057ez.html>

国土交通省が実施するマイ・タイムラインの取組支援

○国土交通省では、マイ・タイムライン普及の取組を支援するため、「かんたん検討ガイド」の作成や防災教育のほか、防災・安全交付金による財政支援を行っており、引き続き、市町村によるマイ・タイムライン普及の取組を促進していく。

■防災教育

地域と連携しながら、マイ・タイムラインの作成や防災教育を通じて防災意識の向上を促進



小学生を対象とした防災教育
(新潟県長岡市)



要配慮者のマイ・タイムライン
作成中の様子(岡山県倉敷市)

■ファシリテーターの育成

マイ・タイムラインを普及させるため、気象キャスター、防災士、消防団、水防団等に対して、ワークショップ等のファシリテーターを育成する講習会を開催



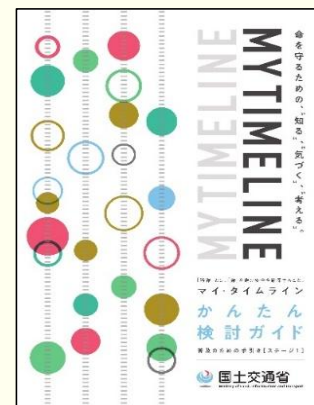
日本防災士機構・日本防災士会と
連携した研修会 R7.5.17



気象キャスターを対象とした講習会
R7.6.7

■マイ・タイムライン作成支援ツール

実施方法などを取りまとめた「かんたん検討ガイド」や、ワークショップの開催の手引き等を公表
全国でのマイ・タイムライン取組事例を取りまとめ、国交省のWEBサイトに公開



マイ・タイムラインかんたん検討ガイド



地域におけるマイ・タイムライン取組事例集

支援の取組を実施している市町村数：(R7年9月末)
全国： 957／1,620 市町村

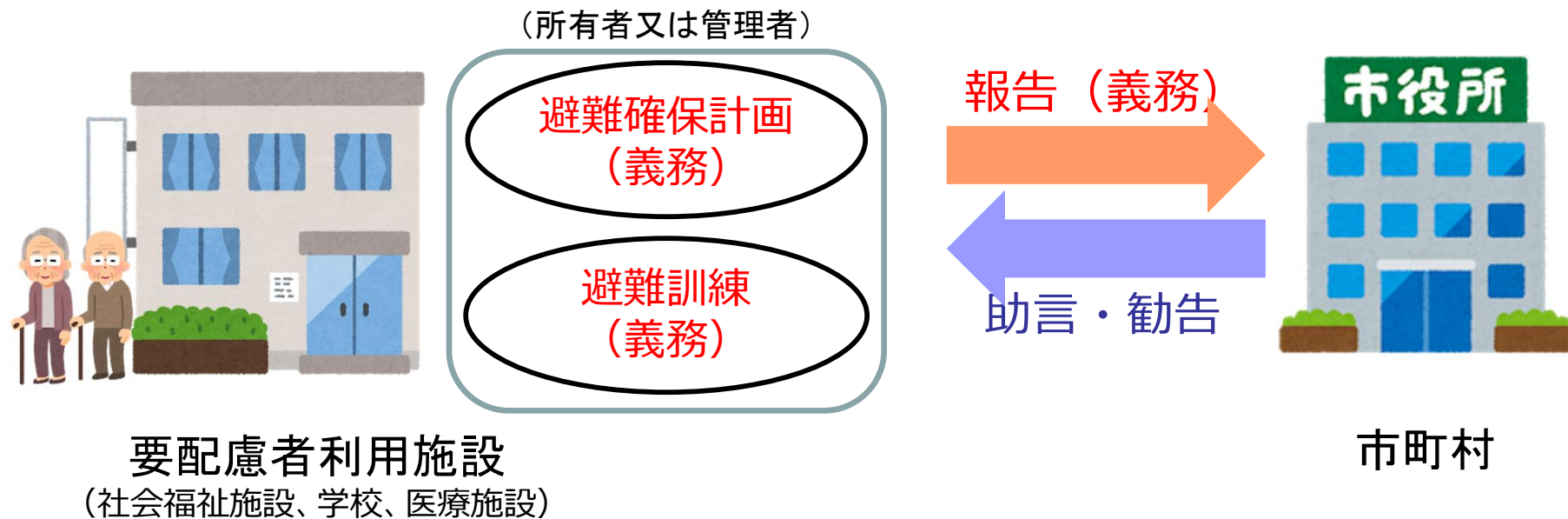
■防災・安全交付金による財政支援

河川事業(ハード整備)と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業として、効果促進事業により、マイ・タイムライン普及に向けた取組を支援(補助率1／2)

要配慮者利用施設における避難確保の制度

- 市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、
 - ・ 避難確保計画を作成し、市町村長に報告すること
 - ・ 訓練を実施し、その結果を市町村長に報告することが義務づけられます。
- また、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた市町村長は、施設管理者等に対して助言・勧告することができます。

【水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくり法】



※避難確保計画は、「非常災害対策計画」、「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」と一体的に作成することもできます

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況

令和7年9月末時点

区分	対象施設 ※1	計画作成済み ※2	避難訓練の実施 (令和6年度内に実施) ※3
洪水	133,514	117,544	52,002
雨水出水	5,090	3,211	1,157
高潮	30,112	24,202	9,606
津波	12,775	9,722	4,544
土砂災害	23,012	20,651	9,707

(※：令和7年3月31日時点)

※1：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、及び土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域（洪水・雨水出水・高潮）、津波災害警戒区域（津波）、及び土砂災害警戒区域（土砂災害）に所在し、市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数

※2：対象施設（※1）のうち、避難確保計画を作成した施設の数

※3：対象施設（※1）のうち、避難確保計画に基づく避難訓練を令和6年度内に実施した施設の数（令和7年3月31日時点）

水防法等に基づく要配慮者利用施設における取組状況(都道府県別)

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数、計画作成状況(洪水)

令和7年9月末時点

令和7年9月30日現在

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 作成済施設数	避難確保計画 作成率
北海道	6,400	4,724	73.8%
青森県	1,507	1,430	94.9%
岩手県	1,314	1,069	81.4%
宮城県	2,342	2,003	85.5%
秋田県	1,064	1,005	94.5%
山形県	1,090	1,057	97.0%
福島県	1,724	1,511	87.6%
茨城県	1,286	1,225	95.3%
栃木県	1,689	1,537	91.0%
群馬県	1,940	1,892	97.5%
埼玉県	7,465	6,604	88.5%
千葉県	2,911	2,516	86.4%
東京都	8,810	7,521	85.4%
神奈川県	5,947	5,016	84.3%
新潟県	3,139	2,997	95.5%
富山県	1,668	1,556	93.3%
石川県	1,405	1,306	93.0%
福井県	1,692	1,622	95.9%
山梨県	1,243	1,055	84.9%
長野県	2,579	2,442	94.7%
岐阜県	3,078	2,710	88.0%
静岡県	4,252	4,038	95.0%
愛知県	8,250	6,469	78.4%
三重県	1,832	1,618	88.3%

都道府県	対象 要配慮者 利用施設	避難確保計画 作成済施設数	避難確保計画 作成率
滋賀県	1,772	1,501	84.7%
京都府	2,373	2,200	92.7%
大阪府	12,312	12,110	98.4%
兵庫県	5,668	4,865	85.8%
奈良県	823	679	82.5%
和歌山県	1,682	1,594	94.8%
鳥取県	662	656	99.1%
島根県	1,114	936	84.0%
岡山県	4,267	3,362	78.8%
広島県	3,379	3,201	94.7%
山口県	1,411	1,290	91.4%
徳島県	1,862	1,860	99.9%
香川県	1,180	1,009	85.5%
愛媛県	2,676	2,286	85.4%
高知県	1,354	1,169	86.3%
福岡県	5,335	4,098	76.8%
佐賀県	1,862	1,682	90.3%
長崎県	814	543	66.7%
熊本県	2,785	2,626	94.3%
大分県	1,788	1,709	95.6%
宮崎県	1,937	1,856	95.8%
鹿児島県	1,768	1,386	78.4%
沖縄県	63	3	4.8%
合計	133,514	117,544	88.0%

※作成率95%以上

※作成率70%未満

「災害情報普及支援室」による技術的助言等の支援措置

国水政第30号

平成25年7月11日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長 あて

国土交通省水管理・国土保全局長

水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について

【中略】

(1) 地方整備局等における相談窓口

平成17年に洪水ハザードマップの普及支援のために全国の地方整備局等の河川関係事務所に設置した「災害情報普及支援室」において、今後、洪水ハザードマップの普及支援のみならず、事業所等に対する説明会の開催等による水防法改正内容の周知及び水災防止の重要性に係る広報・啓発活動の実施や、避難確保計画及び浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、訓練の実施等の技術的助言等の支援措置を積極的に実施されたい。

- 地域の防災を支援する自治体職員や地域防災を率先する住民のみなさまが、地域の実情を踏まえた実効性の高いコミュニティタイムラインを作成できるよう、解説したものです。室蘭開発建設部のHPで公開されています。

厚真町水害対応タイムライン

ページ内目次

- ▼ 厚真町水害対応タイムライン ▼ コミュニティタイムライン作成ガイド
- ▼ 豊川自治会コミュニティタイムライン ▼ お問い合わせ先

厚真町水害対応タイムライン

平成30年北海道胆振東部地震後における台風・前線性の降雨等に伴う洪水・土砂流出等」を対象として、『厚真町』が『人命を守るために』とるべき最低限の『防災行動のための意思決定事項』を整理すると共に、厚真町が意思決定する上での、『関係機関による情報提供や助言等の側面支援』の内容、厚真町が行う『意思決定に伴う避難誘導等の直接支援』の内容について暫定試行版として「厚真地区緊急対応タイムライン」を整理しました。

地震発生からおよそ5年が経過し、各機関の防災体制や連携内容が変更されていることから、現状に合わせて「厚真町水害対応タイムライン」として改善を図り、運用を行っています。

タイムラインは、既存の防災計画等を補充する役割を持ち、防災行動の実施時期の判断や他機関の対応状況の把握、自機関の対応事項のチェックリストとして活用することを目的に、防災行動の「いつ」「誰が」「何を」を一覧表で整理している。実際の災害時の活用場面で、より円滑で効果的に活用することができるよう、タイムラインの運用や訓練等を通じて、繰り返し記載内容の検証を行い、改善を図ることが求められます。

 これまでの取組 (PDF:1.15MB)

コミュニティタイムライン作成ガイド

地域の防災を支援する自治体職員や地域防災を率先する住民のみなさまが、地域の実情を踏まえた実効性の高いコミュニティタイムラインを作成できるよう、解説したものです。

 コミュニティタイムライン作成ガイド（水害対応編） (PDF:9.55MB)

コミュニティタイムライン 作成ガイド（水害対応編）

～厚真町コミュニティタイムラインを事例として～

令和7年2月

北海道開発局 室蘭開発建設部



令和8年4月20日16時53分頃 三陸沖地震発生

日高西部、胆振東部：震度3

令和8年4月20日16時55分 津波警報発表：北海道太平洋岸中部

北海道太平洋岸中部 区域に含まれる沙流川 河口部に位置する

- ・富浜樋門、表町樋門、オコタン樋門、富川南樋門
を緊急的に閉扉。

表町樋門



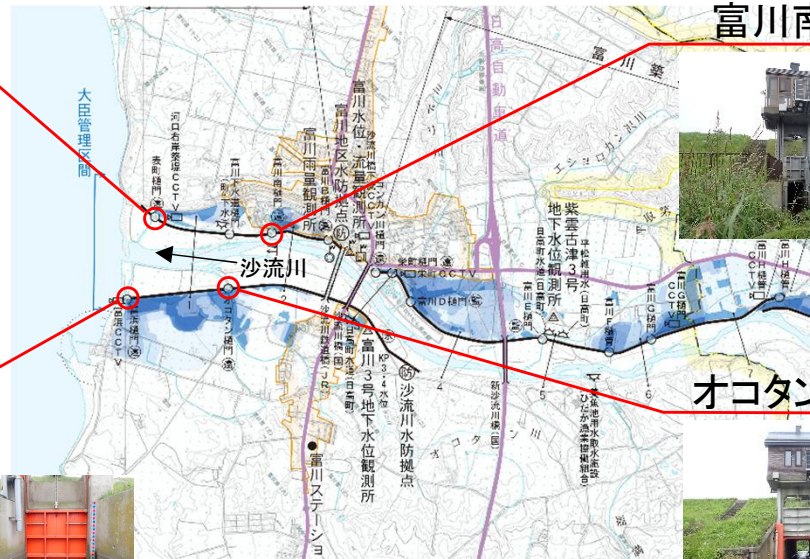
富川南樋門



富浜樋門



オコタン樋門



沙流川 河口部各樋門の閉扉時刻

	閉扉	津波警報発表
富浜樋門	4/20 17:02	4/20 16:55
表町樋門	4/20 17:00	
オコタン樋門	4/20 17:04	
富川南樋門	4/20 17:05	

津波警報解除(4月20日23時45分)により、4月20日23時54分までに開扉

- 1 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)
- 2 災害対策用機械による支援
- 3 北海道開発局の地域防災支援「防災ナビ」
- 4 防災学習ポータルサイト

TEC-FORCE特設ページ

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/index.html>



TEC-FORCEとは？



活動実績・活動計画



フォトギャラリー



SPECIAL CONTENTS



地域防災支援「防災ナビ」 令和7年7月

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g70000005t6k-att/ud49g7000000607y.pdf>



北海道開発局の災害対策用機械 令和7年4月

災害対策用機械の紹介(PDF:4.39MB)

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/bousai/ud49g7000000qkml-att/ud49g7000000qovc.pdf>



防災学習ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/teacher.html>



1 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)

TEC-FORCEとは

※TEC-FORCE(TEchnical Emergency Control FORCE):緊急災害対策派遣隊

- 災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。
- TEC-FORCEは、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。
- 南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和7年4月には隊員数を約1万8千人に増強(創設当初約2,500人)。ドローン等のICT技術の活用や、装備品等の増強など、体制・機能を拡充・強化。

活動内容

➢ 災害対策用ヘリコプターによる被災状況調査



【令和元年東日本台風】
(長野県長野市上空)

➢ 市町村へのリエゾン派遣



【H27.5 口永良部島の火山活動】
(鹿児島県屋久島町)

➢ 被災状況の把握



【令和2年7月豪雨】
(熊本県五木村)

➢ 被災映像の共有



【令和3年7月1日からの大雨】
(島根県飯南町)

➢ 自治体への技術的助言



【令和4年8月の大雨】
(山形県米沢市)

➢ 排水ポンプ車による緊急排水



【H30.7月豪雨】
(岡山県倉敷市真備町)

➢ 捜索活動への技術的助言



【H28.4 熊本地震】
(熊本県南阿蘇村)

➢ 給水機能付き散水車による給水支援



【R6.1能登半島地震】
(石川県かほく市)

2 災害対策用機械による支援

■北海道開発局では、地震、水害、及び火山噴火等による様々な災害から国民の生活と財産を守るために、各種の災害対策用機械を保有し、道内のみならず全国に出動出来るようにしています。

災害対策用機械の配備状況

令和8年4月現在

保有機械名	道央 ブロック 札幌 小樽 室蘭	道南 ブロック 函館	道東 ブロック 釧路 帯広 網走(一部)	道北 ブロック 旭川 留萌 稚内 網走(一部)	計
防災ヘリコプター	1				1
小型無人ヘリコプター	1				1
衛星通信車	1	1	1	1	4
衛星通信車(Car-SAT)	1				1
対策本部車	1		1	1	3
待機支援車	2	1	1	1	5
排水ポンプ車	13	2	14	9	38
ポンプ自走装置	2		1	1	4
排水ポンプ設置支援ユニット			1	2	3
照明車	8	2	6	5	21
土のう造成機	1		1	1	3
多目的支援車	1			1	2
分解組立型バックホウ	1				1
バックホウ簡易遠隔操縦装置	1	1	1	1	4
応急組立橋	3		3	1	7

散水車(給水装置付)は全道で18台



災害対策用機械の活動状況



排水ポンプ車



照明車



応急組立橋



衛星通信車



散水車(給水装置付)

2 災害対策用機械による支援【室蘭開発建設部の配備状況】

■室蘭開発建設部には、**排水ポンプ車3台**、**照明車2台**、**応急組立橋1橋**が配置されています。
また、断水時の給水活動にも使用できる給水装置付きの**散水車2台**が配置されています。

室蘭開発建設部の災害対策用機械の配備状況

苫小牧道路事務所 苫東中央ST

苫小牧市字柏原175-23

応急組立橋	鋼橋50m	R07-7402
散水車	6,300L 給水装置付	18-1145

鶴川沙流川河川事務所 鶴川防災拠点

勇払郡むかわ町花園2丁目1

排水ポンプ車	30m ³ /min	26-4114 (クレーンあり)
排水ポンプ車	30m ³ /min	26-4115 (クレーンあり)
照明車	ポール式	27-4122

室蘭道路事務所

登別市大和町2丁目34-1

散水車	6,300L 給水装置付	19-1143
-----	--------------	---------

苫小牧道路事務所 富川防災ST

沙流郡日高町富川東2丁目8-1

排水ポンプ車	高揚程30m ³ /min	25-4113 (クレーンなし)
照明車	ポール式	R02-4174

<参考> ポンプ性能の比較

- | | | |
|------------|---|---------------|
| ・排水ポンプ車 | 30m ³ /min (7.5m ³ /min×4基) | 、口径200mm |
| ・レンタル水中ポンプ | 0.1m ³ /min～8m ³ /min | 、口径50mm～250mm |

2 災害対策用機械による支援【地方公共団体への貸与】

- 北海道開発局では、災害時の緊急対応や情報通信の確保のための各種機材を全道各地に配備しており、災害時には速やかに出動し被害の最小化を図っています。
- これら各種機材は地方公共団体の要請に基づき貸与することが可能です。
- 大規模災害時には全国の地方整備局から各種機材が集結し支援を行います。

■ 貸付のための条件

- ①地方公共団体からの要請
- ②当局の事業実施に影響がない

■ 貸付可能な機械

北海道開発局が保有する
建設機械・災害対策用機械
※道路維持除雪機械、各種点検車、排水ポンプ車、照明車など。

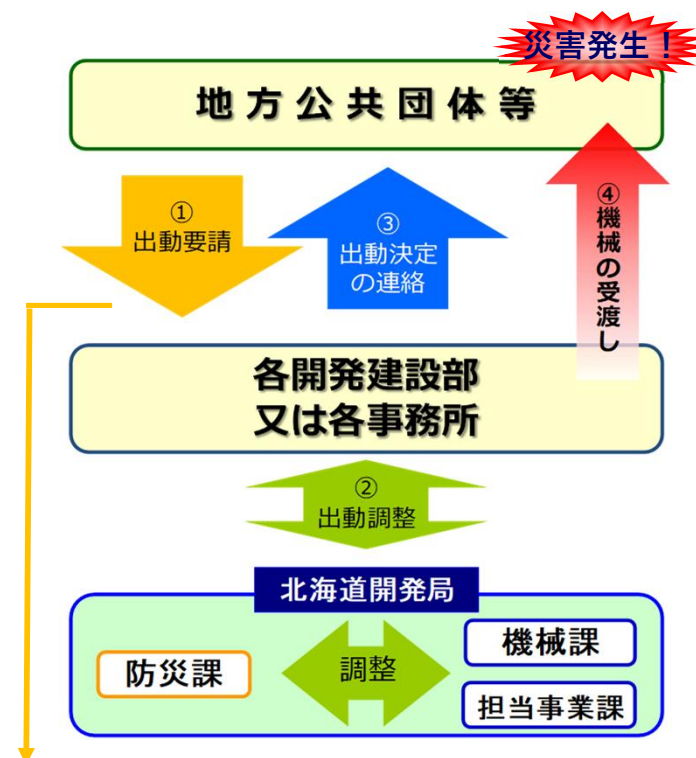
■ 貸付時の費用

- ①機械貸付料 ⇒ 平常時の作業で使用する場合は「有償」となります。
 - 国土交通省の規則により貸付料が納付済みであることを確認した後に機械を引き渡します。
- ⇒ 災害時の応急復旧作業等で使用する場合は「無償」となります。
(適用省令等)
 - 「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令 第2条」
 - 「豪雪災害における道路交通確保のための緊急措置要領について」(昭和51年12月27日)
 - (災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合には除雪機械を無償貸付できる)
- ②貸付機械の作業費(燃料油脂費,人件費) ⇒ 原則、地方公共団体の負担です。

<費用負担の例>

費用項目	補足説明	費用負担者	支払先 (作業を委託した場合)	費用の負担	
				平常時 (全て有償)	災害等 (一部無償)
機械貸付料	機械本体の貸し付け費用	地方公共団体	国	○	×
作業費	作業で必要となる費用 (人件費、燃料、日常管理費など)	地方公共団体	自治体の作業を 請負う業者等	○	○

■ 要請フロー図



要請内容

- ・最寄りの開発建設部又は道路・河川事務所へ、「被災状況」「出動場所」「要請希望機械」等をお伝え下さい。
- ・機械のみの貸出を希望か、オペレーターを含めての貸出を希望かも同時にお伝え下さい。

2 災害対策用機械による支援【要請方法】

出動要請手順

災害が発生し、災害対策用機械の出動を要請したい場合は、**第1報として電話で、第2報としてメールまたはFAXで室蘭開発建設部に連絡して下さい。**

当局内において調整後、出動の可否を報告します。
正式な申請書や貸付契約書類は後日処理します。

出動する場合の注意事項

【機械の貸付】

被災現場までは、当局が運搬し、**現場で貸付**します。
その際、**必ず自治体職員が立会いして下さい。**貸付後の**管理・運用等は自治体**となります。

【機械経費】

貸付した機械は無償貸与となりますが、**運転経費（燃料、操作・作業員の人件費等）は自治体負担**です。

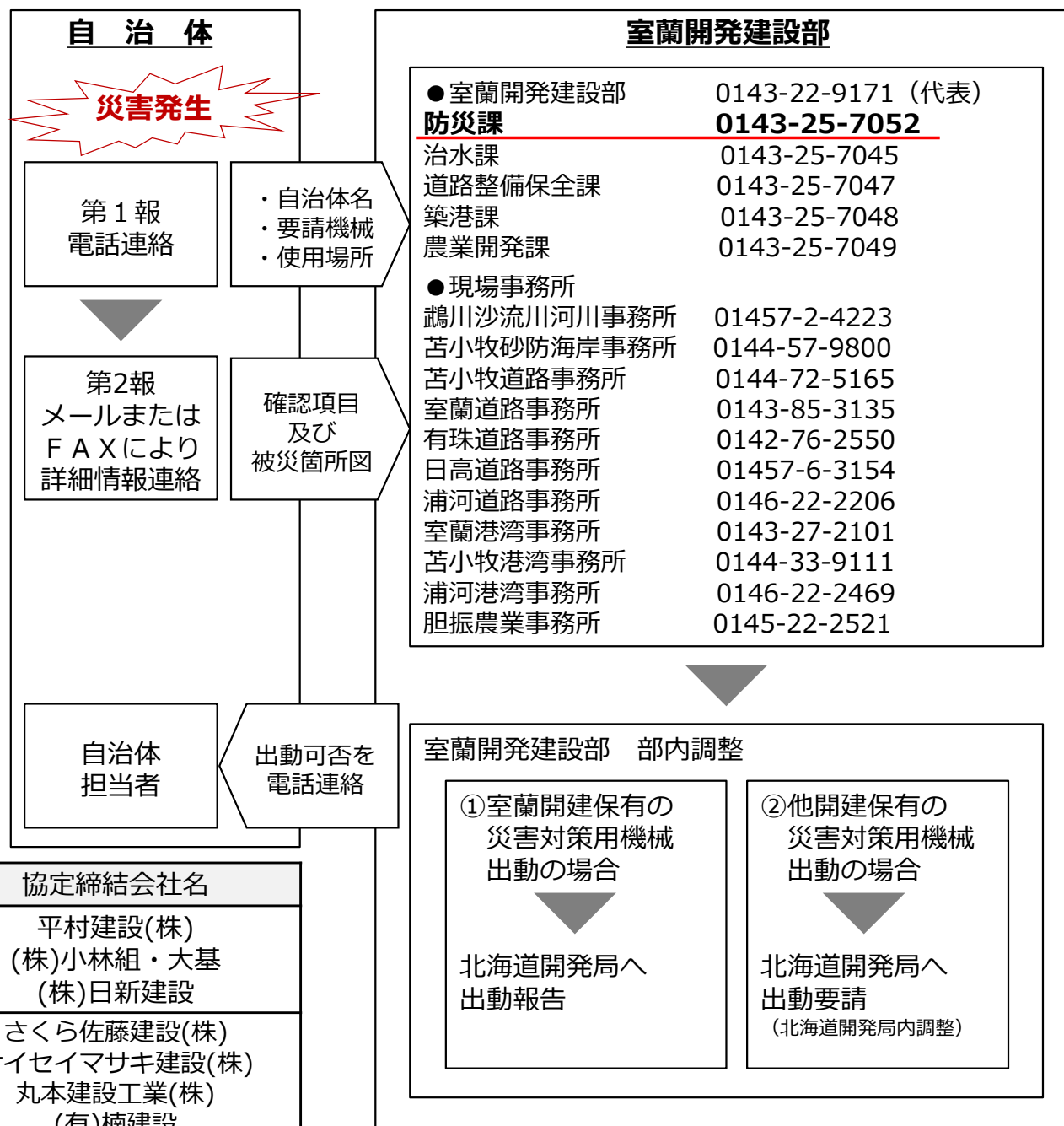
【運転経費（燃料、操作・作業員等）】

基本的には要請自治体で手配等対応願います。
対応できない場合は、当局と協定を締結している会社を紹介しますので、直接契約を結んで下さい。

【書類整理】

要請・貸付・返納等の書類整理は、後日行います。

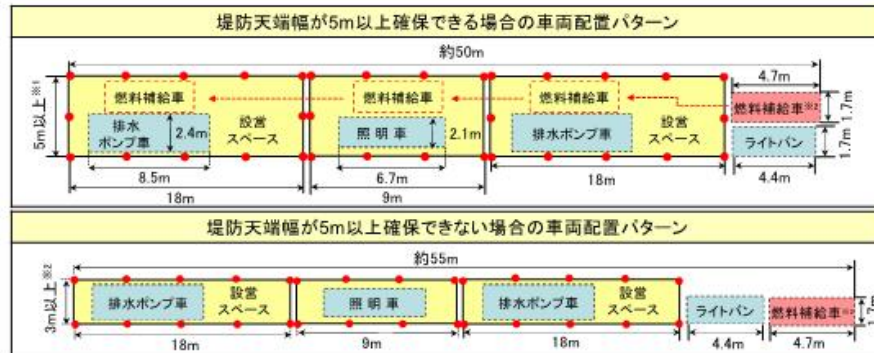
機 械 名	管理番号	格納場所	協定締結会社名
照 明 車	27-4122	鵠川防災拠点	平村建設(株) (株)小林組・大基 (株)日新建設
照 明 車	R02-4174	富川防災ST	
排 水 ポ ンプ 車	26-4114	鵠川防災拠点	さくら佐藤建設(株) ケイセイマサキ建設(株) 丸本建設工業(株) (有)楠建設
排 水 ポ ンプ 車	26-4115	鵠川防災拠点	
排 水 ポ ンプ 車	25-4113	富川防災ST	



■排水作業を実施する際に必要な設置スペース（3～5m or 5m～）

(設定例)

- ・堤防天端幅5m以上確保できる場合、燃料補給車が並列駐車出来るように設置。
- ・堤防天端幅が燃料補給車との並列駐車が不可能な場合は、燃料補給を携行缶等で行う。ただし、**堤防天端幅の必要幅は3m以上**。



※1: 設置作業の内容や排水活動時の作業内容、現場状況について確認し、排水ポンプ車が配置可能を確認を行う。
 ※2: 燃料補給車による燃料補給は必要な安全対策を行った上で実施する。

図-8 標準的な排水ポンプ車等の排水作業を実施する際に必要な設置スペース設定例

■排水ポンプ車等の配置場所及び配置可能台数の設定

◇排水ポンプ車等の配置可能区間の状況、時系列浸水深等の諸条件を考慮して、排水ポンプ車等の配置場所を設定

※**湛水が局所的に残るアンダーパス**や排水施設周辺等の**窪地への排水ポンプ車の配置も念頭に**置き、氾濫ブロック内の標高をLPデータ等で詳細にチェックし、効率的な排水作業が可能となる場所を設定（図13）

※氾濫ブロック内に**氾濫水が集まりやすい場所**又は排水ポンプ車等の**配置場所が無い場合は、排水ピット**（図-14参照）、**配置場所の新設を検討**することも望ましい。

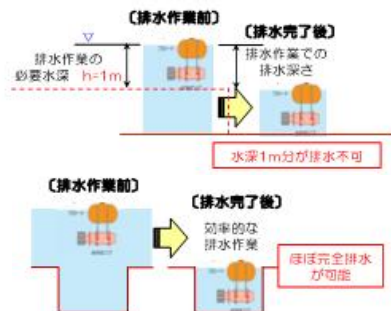


図-13 排水ポンプの設置イメージ

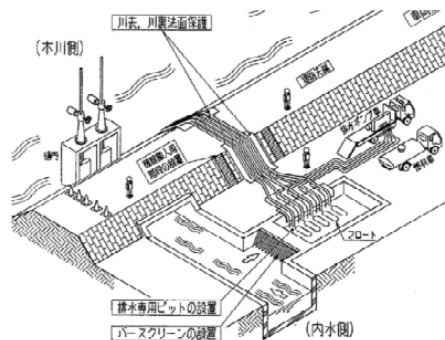


図-14 排水ピットの例

設定例

■排水元と堤防天端の比高（10m以下 or 10m～20m）

- ・排水ポンプ車（通常タイプ）→ 比高が**10m以下**
- ・排水ポンプ車（高揚程）→ 比高が**10m～20m**

■車両から排水元までの距離

- ・車両から排水元までの距離が**40m以下**
- ※電源ケーブル延長40m。

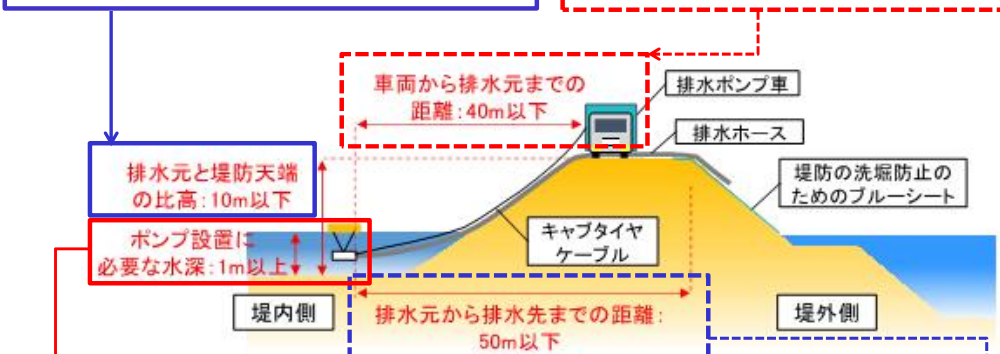


図-9 標準的な排水ポンプ車等の規格を踏まえた条件の設定例

■ポンプ設置に必要な水深

- ・排水元の**水深が1m以上確保できる場所**へ配置
- 水中ポンプからフロートまでの距離が1m程度。

■排水元から排水先までの距離

- ・排水元から排水先までの距離が**50m以下**へ配置。
- ポンプ1台あたり排水ホース延長50m。

■排水ポンプ車等の規格を踏まえた配置可能区間の設定

◇**継続的に水深が大きい場所**では、**排水作業を効率的に実施することが可能**であるため、配置可能区間の排水元は表-7に示す3つの状況を参考に整理することが望ましい。排水元が樋門背後等である場合は、施設管理者と現地確認及び排水作業での利用に関する事前確認をとることが望ましい。また、水路等を囲むフェンス撤去等の必要性について留意する。

表-7 排水元の状況の整理イメージ

名称	A 池または大きな水路	B 堤脚水路	C 堤脚水路なし（道路・公園等）
状況	池または水路等に周囲の水が集まるため、排水作業に適した場所	堤脚水路等に周囲の水が集まるため、排水作業に適した場所	堤防背後の道路、公園等で水深が大きい時間帯で排水作業が可能な場所
写真			
排水作業の効率性	高	中	低

2 災害対策用機械による支援【災害対策用機械の紹介】

(情報・通信系)

防災ヘリコプター「ほっかい」



上空からの映像や音声を通信衛星に直接送り、通信衛星から国土交通省を介して、本局や現地本部との通信を行います。最大搭乗人員8名で丘珠空港を基地として道内を2時間圏内でカバーしています。

衛星通信車Ku-SAT(車載局)



災害が発生した際に速やかに現地に出動し、電話や映像の送受信を行う設備です。不感地帯がほとんど無く、日本国内のほぼ全域で通信確保が可能です。

衛星通信車(Car-SAT)



走行しながら通信衛星の映像や音声を送受信することができる車両です(Ku-SATは停車状態で通信)。悪天候でヘリの飛行ができない場合にも、現地を移動しながらの情報収集が可能です。

小形無人ヘリコプター、ドローン



小形無人ヘリは「移動操作車」とセットで派遣し、危険区域などでの被災状況の空撮映像を撮影し、迅速に被災調査を行います。また、ドローンも全開建で多数保有しており、1班3名体制で飛行調査します。

Ku-SAT(可搬局)



一般回線やネットワークが使用できない災害現場で、衛星通信による回線確保を行う可搬型の通信設備です。映像の送受信も可能で被災地の情報収集や関係機関への情報提供に活用されます。

対策本部車



車両後部を拡幅して現地対策本部に必要なスペースを確保できます。各種の情報通信機器が搭載されており、場所を問わず情報収集・連絡が可能です。

2 災害対策用機械による支援【災害対策用機械の紹介】

(作業系)

排水ポンプ車



洪水時において、堤内にあふれた水を排除します。排水ポンプ、発動発電機、照明、クレーン装置等を搭載しており、ポンプ設置から排水作業までの作業を1台で行うことが可能です。(排水量は30t/分、60t/分あり。)

多目的支援車(履帯式)



ゴム履帯による駆動で、泥濘地・雪上などの悪路走行が可能な不整地運搬車です。立ち入りが容易でない被災地での調査や人員の搬送・資機材輸送など、多用途に活用できます。

土のう造成機



土砂災害や浸水対策に使用する土のうを大量に作成することができる機械で、1時間当り720袋の土のうを連続して供給することが可能です。履帯式で現場内の移動も容易です。

照明車



夜間の災害現場における作業員の安全確保や、被災現場の監視を行う際の照明として使用します。
災害時の排水機場・水門等の非常用電源としても使用可能です。

分解組立型バックホウ



土砂災害などで被災現場まで機械を搬入できない場合に、空輸による分割輸送が可能な分解組立式の機械です。クラッブル・ブレーカーも交換可能で、危険箇所では遠隔操作による作業も可能です。

簡易遠隔操縦装置(ロボQs)



火山災害や土砂災害など危険な箇所では、汎用のバックホウにこの装置を装着して、遠隔操作による災害復旧作業が可能です。0.28m³以上のほとんどのバックホウに装着が可能です。遠隔操作距離は150m程度。

2 災害対策用機械による支援【その他の保有機械等】

(その他の保有機械等)

散水車(給水装置付)



通常時は道路の清掃に使用していますが、給水装置を搭載しており、給水活動にも利用できるほか、公共施設等の給水タンクなどにポンプアップする機能も備えています。

港湾業務艇



平常時は港湾整備事業に伴う工事監督・検査、測量・調査等の実施や、国有港湾施設の劣化状況確認等の保全に関する調査等に用いる船舶です。(道内9隻保有)
災害発生時には港湾施設等の点検のほか、緊急輸送活動の支援にも使用できます。

道路維持用機械

路面清掃車



散水車



道路除雪用機械

除雪グレーダ



除雪ドーザ



ロータリ除雪車



応急組立橋



災害等により橋梁が流出又は損傷した場合に、応急的に組立・架設して交通機能を回復するもので、幅員7.5m、最大支間長50mに対応できる部材を2基保有しています。

- 北海道内では、過去より地震、津波、豪雨、火山噴火等による自然災害が発生しており、北海道開発局ではこれらの経験及び全国的な災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会基盤づくりと防災体制の整備を進めています。
- 頻発する自然災害から国民の生命と暮らしを守るため、今後とも各自治体との連携強化に努め、地域防災力強化に向けた総合的な支援・協力を進めてまいります。

支援メニュー

1. 防災体制の強化

- 1-1 防災情報の提供
- 1-2 大規模氾濫減災対策協議会
- 1-3 道路防災連絡協議会
- 1-4 道央圏・太平洋側港湾の防災連携

3. 災害に強い地域づくり

- 3-1 根幹的な社会資本整備（直轄事業）
- 3-2 ハザードマップ整備の支援
- 3-3 水害リスクマップ及び多段階の浸水想定区域図
- 3-4 自治体と連携した防災訓練の実施
- 3-5 北海道開発局総合防災訓練
- 3-6 地域防災力向上のための支援
- 3-7 防災・安全交付金
- 3-8 津波防災地域づくり法

2. 災害発生時の対応や支援

- 2-1 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）派遣
- 2-2 災害対策用機械による支援
- 2-3 広域防災フロートの派遣
- 2-4 大規模土砂災害発生時の緊急調査
- 2-5 北海道道路啓開計画
- 2-6 特定緊急水防活動
- 2-7 雪害・暴風雪を踏まえた取組

注）本メニューは防災支援に関する施策の一部を掲載しています。

参考：防災ポータル（国土交通省HP）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/index.html>

参考：防災対策・技術・機械・電気通信（北海道開発局HP）

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/category/u23dsn0000001j3.html>

防災学習

ポータルサイト

児童、生徒が自ら防災を学ぶことができる動画等、
数多くのコンテンツや教材を掲載しているウェブサイトです。
地震や台風などの災害に対し、普段からどう備えておくとか、
起きたときにどうするといったのを知ることができます。

防災学習 / 教育ポータルサイトの特徴

教材・コンテンツ等 のSTEPに整理！

STEP 1 知る

災害が起きる
しくみを知る



災害発生メカニズムをアニメーションで学ぶ

動画「小学校6年理科
土地のつくりと変化」

防災標識を探し、地域の災害リスクを学ぶ

小学校4年社会科
「自然災害から人々を守る活動」
防災標識ワークシート



STEP 2 備える

地域を知り、
災害に備える



タブレット対応の
マイ・タイムライン学習教材
クイズで学ぼう
「マイ・タイムライン」

STEP 3 行動する

避難などの行動



命を守る行動のシミュレーション・心構え

水災害からの
避難訓練ガイドブック

STEP 4 助け合い・ 社会参画

助け合い・
社会参画



防災学習ポータルサイト
教材、素材の紹介文を分かり
やすく記載した子ども向けページ

防災教育ポータルサイト
防災教育を行う教員のための
教材等を掲載した教員向けページ

災害写真・動画

全国各地の災害に関する
動画・写真を数多く掲載！
地域別に探すことができます。



2026 NEW

クイズ機能の搭載

いざというときに命を守るために
クイズで防災リテラシーを試そう！

教材検索

災害の種類や、教科・学年別に
教材を探すことができます。



国土交通省

自分の防災リテラシーを試そう！

防災学習クイズ

いざというときに命を守るために
クイズで防災リテラシーを試そう！



おためしモード

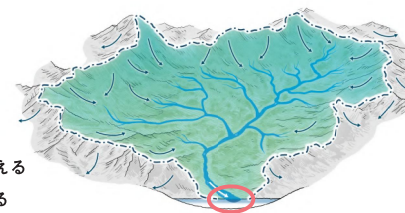
じっくりモード



Q 01

ふった雨や雪がある地点にむけて集まる土地のはんいを流域といいます。
流域にふる雨の量がふえると、ある地点を流れる川の水はどうなるでしょうか。
正しいものを①から④までの中からすべて選びましょう。

流域



ある地点

- ①水量がふえる
- ②水量が減る
- ③水の色がにごる
- ④水の色がすきとおる

答え

(① ③)



いざというときに命を守るためには、
普段から身の回りの災害リスクや防災について調べておくことが大切です。
各種災害についての基本的な情報から避難行動まで、
防災知識をアップデートしてみませんか。

防災について知りたい方

国土交通省
防災学習 / 防災教育ポータルサイト
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/>



Q1の正解は (① ③)

- 過年度に実施したアンケート結果等から、コンテンツの充実を実施・効果的な広報手法を検討
- 既存コンテンツから設問し、主に小学校高学年向けの「防災学習クイズ」を作成・公開
→クイズ形式で楽しみながら防災リテラシーの向上を促し、サイト内の関連コンテンツも紹介

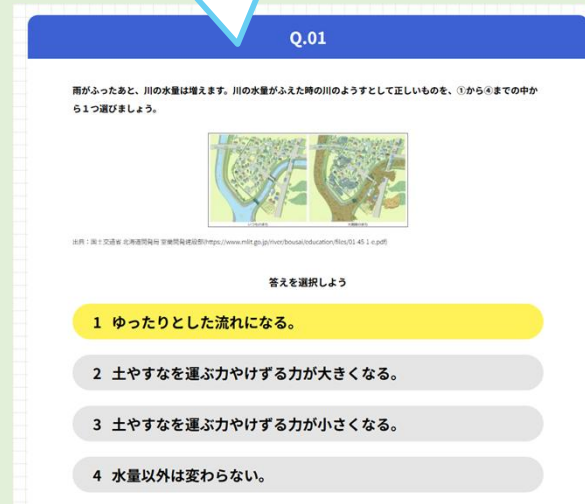
防災学習クイズ



- ☆2種類のモードから選択☆
- ・おためしモード(4問)
 - ・じっくりモード(20問)

選択式で
クイズを解答

正誤・採点
解説を確認



サイト内関連コンテンツの紹介



- ✗ 1 ゆったりとした流れになる。
- 2 土やすなを運ぶ力やけずる力が大きくなる。
- 3 土やすなを運ぶ力やけずる力が小さくなる。
- 4 水量以外は変わらない。

解説

川の水量が増えると、川の流れは速くなります。そして、土やすなを運んだりけずったりする働きが大きくなります。その結果、水害が引き起こされることがあります。



目指せ
全問正解！

【関連単元】
小学校5年理科「流れる水の働き」

オススメコンテンツで確認

小学校5年理科動画「流れる水の働き」
0:00 動画「5年生理科動画」



- サイト自体の周知のため、YouTubeやSNS等で投稿できる紹介動画を近日公開予定
- 教育現場等での活用のため、災害を伝える写真や動画を追加（火山災害・雪害等を中心に拡充）

サイト紹介動画（近日公開予定）

(イメージ)

教師向け動画は、サイトの
活用方法を詳しく説明



学生向けは縦型
ショート動画で
わかりやすく



災害が起こるしくみが
わかる動画がたくさん



SNSの投稿と
合わせ、効果的な
周知を期待

災害写真・災害動画

※各地方整備局等から提供いただいた写真や動画



授業等で使える
素材が多数



○ 検索性向上のため、類似コンテンツの整理とともに、サイト内検索機能を実装



過去の自然災害 2時限授業用ワークシート 岐阜県版

岐阜県の過去の自然災害について調べたことをまとめるためのワークシートです。小学4年社会科「自然災害から人々を守る活動」で使えます。

作成者
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所

教員用1

教員用2

児童用1

児童用2

ダウンロードする



過去の自然災害 2時限授業用ワークシート 愛知県版

愛知県の過去の自然災害について調べたことをまとめるためのワークシートです。小学4年社会科「自然災害から人々を守る活動」で使えます。

作成者
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所

教員用

児童用

類似コンテンツをまとめ、
選択できるボタンを設置



サイト内検索機能を実装

※検索例

4年生 理科



Google 4年生 理科 site:www.mlit.go.jp/river/bousai/education/

国土交通省
https://www.mlit.go.jp/pdf/amamizunoyukue.pdf

小学校4年理科動画「雨水の行方と地面の様子」絵コンテ (...)

小学校4年理科動画「雨水の行方と地面の様子」絵コンテ (河川財団). S/C. 内容... 今日は僕ら、雨が降ったらどうなる。か教えてあげるね。1-2. ・「小学校4年理科 雨水...」
9 ページ

画像

雨水の行方と地面の様子

